

令和3年6月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年6月教育委員会定例会議

日 時 令和3年6月28日（月曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（4名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長	
兼学校教育環境整備室長	
兼近代文学館長兼小牛田図書館長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐兼総務係長	齊 藤 眞
教育総務課課長補佐兼郷土資料館長	
兼南郷学校給食センター長	
兼学校給食係長	三 浦 徳 夫
文化財係長	岩 渕 竜 也
教育総務課主事	青 山 裕 也
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏

外 部 説 明 員

子ども家庭課	
南郷児童館主幹	角 田 克 江
国際航業株式会社	
公共コンサルタント事業部	
RE事業推進担当部長	
東北支社仙台支店	高 村 浩 之
国際航業株式会社	
公共コンサルタント事業部	
東北支社仙台支店	大 槻 拓 也

傍聴者 0人

---

#### 議事日程

- ・ 令和3年5月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和3年5月教育委員会定例会議事録の承認

#### 第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

#### 第 2 教育長報告

#### 第 3 報告第12号 令和3年度美里町議会6月会議について

#### 第 4 報告第13号 新型コロナウイルス感染症について

#### 第 5 報告第14号 区域外就学について

#### 第 6 報告第15号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

#### 第 7 報告第16号 基礎学力向上等について

#### 第 8 報告第17号 指定文化財のき損について

#### 第 9 報告第18号 学校給食への地場産小麦の活用について

- ・ 審議事項

#### 第10 議案第 8号 美里町社会教育委員の委嘱について

- ・ 協議事項

#### 第11 令和4年度使用教科用図書の採択について

#### 第12 美里町児童厚生施設運営協議会委員の依頼について

#### 第13 美里町就学援助制度について

#### 第14 美里町まちづくり会議との意見交換会について

#### 第15 第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて

#### 第16 民間事業者からの提案について

#### 第17 ひとめぼれマラソンの開催について

#### 第18 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年7月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年5月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和3年5月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第12号 令和3年度美里町議会6月会議について

第 4 報告第13号 新型コロナウイルス感染症について

第 5 報告第14号 区域外就学について

第 6 報告第15号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

第 7 報告第16号 基礎学力向上等について

第 8 報告第17号 指定文化財のき損について

第 9 報告第18号 学校給食への地場産小麦の活用について

- ・ 審議事項

第10 議案第 8号 美里町社会教育委員の委嘱について

- ・ 協議事項

第11 令和4年度使用教科用図書の採択について

第12 美里町児童厚生施設運営協議会委員の依頼について

第13 美里町就学援助制度について

第14 美里町まちづくり会議との意見交換会について

第15 第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて

第16 民間事業者からの提案について

第17 ひとめぼれマラソンの開催について

第18 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ その他

行事予定等について

令和3年7月美里町教育委員会定例会の開催日について

- ・ 閉会

【以下、秘密会扱い】

第 5 報告第14号 区域外就学について

第 6 報告第 15 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

第 7 報告第 16 号 基礎学力向上等について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） では、皆さんこんにちは。

先日行いました意見交換会へのご参加、大変お疲れさまでございました。

町内では、新型コロナウイルスの、64歳以下の方たちへクーポン券をとといいますか、接種券を配付されたようでございまして、30日から疾患のある方へも受付をするということでございます。また、後ほど教育次長のほうから新型コロナウイルスの関係のご報告をさせていただきますので、やっとそこまで来たというふうに思っているところでございます。

おかげさまで、中学校の総合体育大会がほぼ終了いたしまして、残すは県大会ということになるわけですが、あいにく陸上競技のほうは、雨の中での大会だった為、少し残念な気がしております。それから、各学校では運動会、既に終わったところもありますし、修学旅行も行ってきた学校もあるわけでございます。また、これから、今週が随分あるんですけども、志津川、花山等々に出かけて校外学習をするということになっております。

また、一番大事だと思っておりましたのは避難訓練、学校での避難訓練、こちらのほうも計画されているようでもございますので、しっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

それから学校関係で、指導主事訪問が各学校、幼稚園等々行われているわけですが、今日も実は北浦小学校に指導主事の先生が訪問されて指導に関わる日になっております。教育委員会からは特別支援教育専門員の伊藤先生に出向いていただいております。

今日は案件も大分多いわけですが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、会議のほう、座って進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから令和3年6月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は教育長を含め全員でございます。委員会は成立いたしております。

なお、説明員には教育次長、それから教育総務課課長補佐、教育総務課主事並びに学校教育専門指導員、青少年教育相談員が出席をさせていただきます。

報告、協議の一部事項におきまして、職員が来て説明をする場面もございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、ただいまから会議を行います。

まず、令和3年5月の教育委員会定例会議事録の承認でございます。

既にお目通しをいただきまして、確認をしていただいたというふうに思っておりますが、何かこの場で委員の皆さんから発言があればお伺ひいたしますけれども。佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 確認ではないんですけれども、今新聞とか、それからネットでいろいろよく話題になっています生理の貧困ということで、何かこれを読むと、ちょっと申請しそこなってしまったっていうのがあったりとあるんですけれども、国からの補助だかなんだかがあったようなんですけれども。

もし、またあったとしたならば、ぜひ申請して、子供たちトイレでそのまま使えるようなものになったほうが、やはりお年頃なのでいいんじゃないかと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、佐藤委員と今の部分に関しましてはもう一度、6月会議の部分に該当すると思いますので、そちらのほうでもう一度お話をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

もしよければ、令和3年5月の教育委員会定例会議事録については承認をしていただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、青山主事、所定の手続で公表をよろしく願いいたします。

それでは、日程に従いまして進めます。

---

#### 日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名。

こちらにつきましては、教育長から指名をさせていただきます。今回は、4番大森委員と、1番後藤委員をお願いいたしますので、よろしく願いいたします。

---

#### 報告事項

##### 日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） では、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

別紙資料のほう御覧いただきたいと思います。



まず、主な報告といたしまして、来年度使用します教科用図書の採択の関係でございます。こちらにつきまして、後ほど案件でもございますので、詳細な部分はそちらで説明をさせていただきたいと思っております。

それから、美里町議会6月会議、こちらにつきましても、後ほど報告事項、細かい部分で説明をさせていただきたいと思っております。

(3)の宮城県北部教育事務所所長等訪問につきましては、やっと全小中学校の訪問が完了しました。それぞれの学校で直接所長にお話する場面もありましたが、私のほうにもどういったことなのかということは既に校長先生からいただいております。そして、先週全小中学校の校長先生と期首面談をさせていただいておりますので、今各学校の状況について整理をしている状況でございます。一通りの所長訪問は終了したということで、報告でございます。

それから、(4)の小・中学校の夏季休業における日直を置かない期間ということでございます。こちらにつきましては、一応北部管内の教育長連絡会の中で、毎年のように議論をさせていただいております。要は、お盆期間中お休みしようという形をとらせていただきたいというふうに考えておまして、もちろん置かない日は、緊急連絡先の部分とかそういったものは、これまでどおり直接学校配置の携帯電話に連絡をしたり、教育委員会に直接連絡をもらったりというふうな対応をしていくということでございます。

そして、教職員の職専免、職務に専念する義務の免除が今年も5日間与えられるそうなんです。それで、今考えていたところは、8月10日火曜日から8月13日金曜日までですと4日間になるんです。火、水、木、金と。残る1日の部分に関しては、その職員が自分の考えに基づいてお休みをとる。町のほうも同じなんですけれども、できれば連続してとってほしいというふうなお話も頂戴しているところです。

日直の置かない日という部分については、実施数はこの日程になるのかと思っております。ただ、今年は山の日、祝日が移動しておりますので、実質この山の日っていうのが8月8日、日曜日なんです。そして、9日が振替休日になるということです。そうしますと、最大なんですけれども、8月7日土曜日から8月16日月曜日まで、さっきの1日分ここでとるということになれば、実質10日間連続のお休みにもなるという状況でございます。ただ、この祝日とか普通の土日というのが、普通の土日なものですから、ずっとこの間の土日と同じ扱いになってくるということでございます。この辺についてはまだ校長会のほうで指示は出しておりませんが、再来週に校長会議がありますので、そちらでお話をさせていただくことを考えております。

それから、(5)と(6)、こちらに関しましては資料を配付させていただいたとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思えます。

それからもう一点、宮城県中学校長会のほうから要望書が出ておる部分がございます。人的条件の整備、免許外担当の解消とか、特別支援教育の補助員とか、学校給食班の職員を配置してほしいという要望、美里町の教育委員会としては既に全部配置しているという部分もござりますので、ほとんどこれはやっているというふうに美里町としては見ているところでござります。それ以外の部分に関しましては、単独の市町村教育委員会ではできないものではないところもあるので、これは教育長連絡会などで相談をしながら進めさせていただきたいと思えます。

それから、新中学校における30人未満学級編成の部分に関しまして、いろいろとお目通しをいただいたかと思えます。後ほどこの6月会議の報告、一般質問の報告でもあるんですが、実際は、前にお話したとおり、4つのパターンがあるという話をさせていただいたと思えます。生まれた子供さんが100%中学校に入るケースがまず大きなくくりとして一つ。それから、2つ目として、今までの平均値を見ると、91%の方が中学校に入る。残りの9%の方は転出とか、私立学校とか県立学校に行かれる方、大きく分けるとその2パターンに考えられる。その中で、双方に関わる部分が、100%のお子さんが普通教室に入るというくくりと、特別支援学級のほうに2%のお子さんが入ると、平均ですけれども、そういったくくりがあるので、全体で4区分に考えられるという部分はお話をさせていただきました。それらを見ながら、実際の学級数がどれぐらいになるかというふうな部分の算定をしております。そういった考え方で今進んでいると。

いずれにせよ、30人未満学級の実現においては、現行の制度での先生の配置数では足りないものですから、それをどういうふうにしてクリアしていくかというのが、整理の必要性がある部分ということでござります。後ほどこちらについても説明をさせていただきたいと思えます。

以上が教育長報告でござりますが、委員の皆さんから何かご意見、ご質問頂戴したいと思えますけれども、いかがでしょうか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 要望した仕事をするので、宮城県中学校長会が要望書を市町村教育委員会に出している。これちょっとお聞きしたいことなんですけれども、人的条件の整備についてということの2番目、先ほど教育長の説明では、1番目は美里町はちゃんとしているという、2番目のこの免許外担当解消、学習指導要領の適切な実施のための教職員、この辺は美里町ではどうなっているんでしょう。

- 教育長（大友義孝） これは、実質該当するのは仙台市教育委員会だけとなります。
- 委員（後藤眞琴） 免許外担当解消という、ここはないということですね。
- 教育長（大友義孝） 4月時点では、実際の配置とかやりとりの部分については、県教育委員会になります。市町村教育委員会では直接できていない部分です。
- 委員（後藤眞琴） あとは、大体ここに要望している部分は、美里町で町なりにちゃんとしているという理解でよろしいのでしょうか。
- 教育長（大友義孝） ほとんどクリアしているという考えで、させていただいております。
- 委員（後藤眞琴） どうもありがとうございました。
- 教育長（大友義孝） 後藤委員から今ありましたように、免許外担当解消というものに関しましては、例えば何らかの事情で体育の先生が配置できていない、そうすると現行でいらっしゃる先生にその指定された免許以外の部分を、臨時的な免許を与えて担任をしてもらうということなんですが、それ以前に、免許資格がある人を代替教員として配置するのがまず一番最初なんです。でも、なかなかそういう方もいらっしゃらないということで、臨時免許というふうな形に踏み切っている、そういったことがあるわけです。

4月時点で臨時免許の発行については、本町はなかったんですけども、この2か月の間に臨時免許発行がどうしても出てしまっております。これはどうしても、先生が配置できる、中学校なんですけれども、教科担任制でございますので、ちょっとそちらのほうについても、一部の教科が、先生の数が少ないということも、事情もあるようでございます。そういった状況でございました。

よろしいですか。どうぞ、留守委員。

- 委員（留守広行） 8月の夏季の休業中のことですがけれども、日直を置かない日。1日は先生のそのことによってお休みを自由にとってお話だったんですけども、学校によっては連続で設けたいとかっていうことは可能なんではないでしょうか。やっぱり美里町とすれば小中学校足並みそろえるというか、同じような期間でという考え方がいいのでしょうか。
- 教育長（大友義孝） こちら、まだ校長先生方とも相談はしていないところもあるんですけども、残りの1日、先生方にとってみれば残りの1日を16日に一斉にとりたいというふうな申出も今受けております。ただ、日直を置かない日が、じゃあ土日を挟むわけですね。土日を挟んだ後にどうなるのかっていう問題もありますから。ただ、現実的には学校の先生誰かは点検のために学校に来ているんです。でも、連続して休むっていう部分は、やはりその必要性というのはあるんだと思います。

ただ、中学校の部分に関しましては、部活動もそこでお休みにするというふうなところもありますので、こちらは強制的に、日直を置かない日はここからここだから休みなさいということではなくて、やはり校長先生と相談して、できれば共通したお休みをとらせていただきたいと、そういうふうを考えております。学校ばらばらではちょっとあれなので、みんな一緒にしたいと思っております。

何かいい案が、もし留守委員あれば。

○委員（留守広行） 今お話、教育長から、先生によってはお休みをとらないという先生もおいでになるんじゃないかと思ったので、少し強制的に休んでくださいというのがいいんじゃないのかと、そう思うものですから、連続でと思ったんです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

この中に、学校配置の町職員も該当することになるんですね。町職員の夏季休暇は3日ですよ。4日でしたっけ。1日少ないんですよ。例えば学校でお休み、連続して休むようにするとなったときに、じゃあ町の職員も、私は学校に行って仕事しますってなると、先生は誰か出て来てくれないとということになるわけです。ですから、事前に町の職員に対しても、日直を置かない日にするからいかがですかという問いかけも生じているということ。過去には、どうしても私は勤務しますよというふうに言われまして、であれば教育総務課のほうで勤務してくださいということも、お話申し上げた時期もありました。これはあくまでも本人の意思になるわけですけれども。強制はできない部分もあるということです。

よろしいですか。では、もしよろしければ、以上で教育長の報告については終了させていただきます。では、次に移ります。

---

日程 第3 報告第12号 令和3年度美里町議会6月会議について

○教育長（大友義孝） 日程第3、報告第12号 令和3年度美里町議会6月会議について。こちらは教育次長のほうからご報告をお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから、報告第12号の説明をさせていただきたいと思います。

座って説明をさせていただきます。

資料、報告第12号というところで、令和3年度美里町議会6月会議ということでございます。

6月8日と9日の2日間ということで開催されております。めくっていただくと、それぞれの日程がついておりまして、1日目、一般質問。2日目、一般質問と各報告、各議案の審議という形で行われてございます。

もう一枚めくっていただきますと、一般質問の発言の順番、今回の会議では5人の議員から質問をいただいております。それで、村松秀雄議員から始まりまして、柳田正喜議員までのいただいたご質問を、これは全て教育委員会以外の部分も含めて載せて、お渡ししているというところでございます。

それで、その次に、一般質問答弁メモと題したものがございまして、一般質問の質問をずっとめくっていただくと、上に一般質問答弁メモ、下に6ページから、6と書いてあるものからつけてございます。

まず、村松秀雄議員からいただいた質問に対する答弁ということで、それで、ここの部分でちょっと回数が違う部分がございます、6ページの部分でございますけれども、一番下の部分です。平成26年3月の教育委員会定例会から協議を開始しており、学校教育環境整備方針についてと題し、30回と書いておるんですが、これ27回でございます。それで、その後に美里町の学校再編についてと題して3回、これは3回となります。合計30回の定例会及び臨時会において議題とし、継続的に協議いたしましたという内容でございますので、あとこの訂正につきましては、議会と確認しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。

それで、村松議員からの質問につきましては、御覧いただいたとおりというか、3点について質問をお受けし、これに基づいて答弁をしていくというところでございます。

その次が福田淑子議員から、まずこれは町長部局でございますけれども、学校給食費の値上げのことについてです。これにつきましては町長部局、あとその次のページです。建設予定地の調査報告書にと、風の吹き抜けが強くというような部分で、これも町長部局のほう、建設課のほうから回答をさせていただいているというようなところでございます。その裏面、5ページ、これも福田議員のものでございますけれども、5ページ、6ページ、これにつきましては町長部局のほうから回答をさせていただいております、裏面の7ページが町長部局の答弁ということになっております。

それで、11ページが教育委員会に対する部分ということで、先ほど佐藤キヨ委員のほうか

ら話があった生理の貧困という部分の説明です。学校トイレに生理用品を設置すべきと考えるがというようなところのご質問をいただいております、答弁といたしましてはこのように、現在設置していないということで、忘れてきたときなど、必要な児童生徒には保健室で配付しているというところで、現時点での設置は考えておりませんというような回答をしておりますが、再質問で、福田議員のほうから、しっかりと生理の貧困について十分な認識を持って、そして教育委員会でもしっかりと対応してほしいというような話をいただいているというところでございます。

続きまして12ページ、下に12と書いてございますけれども、30人未満学級の関係です。これにつきましても福田議員からご質問を受けております、この答弁メモに従って回答させていただいているというところなんです。福田議員から再質問で、本当に大丈夫なのかと、実施できるのかというところ、あとスケジュール的なところ、どのように進めるように考えているんだというようなところをご質問いただいているところでございます。

それと、14ページ、下に14と書いておりますけれども、スクールバスの関係につきましても、以前も質問を受けておるのですが、現時点でこういうことで受けております、回答しております。

それで、その次のページ、下に7ページ、7となっておりますけれども、これは手島牧世議員から、新中学校の関係で、これは災害対応というんですか、水害に関する部分でご質問をいただいております、これにつきましては町長部局から回答をしているところでございます。

その次めくっていただきまして、下に13と番号振っておりますけれども、これは教育委員会のほうにご質問をいただいております、幼稚園、学校における食育の取組についてということで質問をいただいております、ここにある答弁のメモを基にご説明をしているところでございます。

あとは、その次が、一番最後、平吹敏雄議員、下に7とページを振っておりますけれども、これは体育の授業のマスクの着用です。これについてということで、痛ましい事故、起きているということもございますので、十分気を付けて対応してほしいというご質問をいただいているところでございます。

その次に、令和3年5月31日提出ということで、議案をつけさせていただいております。

めくっていただくと、目次がついております、それで、さらにめくっていただきまして、一般会計補正予算の、下に17とページが振ってあるものがございます。第2表債務負担行為補正ということで、これは新中学校整備等事業ということで、設計、施工、維持管理をする業

者を今後決めていくのですが、その上限額、限度額、これを定めさせていただいております。これ町長部局の提案でございます。令和4年度から令和21年度までの18年間、限度額が51億2,000万円ということで、これは設計、建設、維持管理含めた金額というようなことで、上限額を設定させていただいております。

それで、ずっとめくっていただきまして、28、29ページでございます。補正予算といたしまして、10款教育費1項教育総務費の事務局費でございますが、今下の部分でございます。外国語コミュニケーション能力向上事業ということで、これも予算取得のときに、予算編成時にお話をさせていただいておりますけれども、ALTが2人帰国するというので、その帰国の分、あと新しく2人が新たにきていただく分ということで予算を補正させていただいているところでございます。それと、30ページ、31ページでございますけれども、一番下の小学校給食事業ということで、これは人件費になりますけれども、3月に正規職員の早期退職ということになりまして、会計年度任用職員で対応せざるを得ないという部分がありまして、その会計年度任用職員の予算を追加させていただいているというところなんです。

すみません、言い忘れましたが、前のページに、教育総務一般経費というところで、教育総務課にまず正職員が1名当初配置されるという話だったのですが、その配置ができなくてということで、会計年度任用職員で現在対応してきておりまして、その費用について、年間の費用を見ておりませんので、その補正も合わせて行わせていただいているということでございます。

それと、30ページ、31ページの中ほどでございますけれども、新中学校整備推進事業ということで、新中学校の建設用地購入費ということで9,243万6,000円、土地購入費として予算を今回上げていただいているというところでございます。めくっていただくと位置図がついておりまして、用地を取得する場所です。それと、その所在地です。地目、面積が書いてあるものがございます。

続きまして、一番最後のページでございますけれども、これは議決事項一覧ということで、ホームページのほうに載せているものでございますけれども、議案につきましては全て原案どおり可決されたということでございまして、その裏面が議案の賛否一覧ということで、それぞれの議員の賛否の、反対、賛成の、それを一覧として載せさせていただいているというところでございます。

ちょっと雑駁になってしまいましたが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

先ほどの、一番最初に教育次長から説明がありました30人未満学級の部分についての資料は、教育長報告のほうにある内部資料のほうになっております。その前提が、昨年度美里町内で生まれた方の人数が出て来ましたので、その人数を、もう一回見直しをして進めたところです。その人数がベースになっているということでございます。

そして、先ほどの4つの区分に分かれて来たもので、現在一番現実に近いのが、91%の生徒が入学し98%の人が普通学級に入るとというのが一番現実味があるということで、その人数で考えた現行の学級数と、それを32人にした場合の学級数の比較、それをちょっと出してみたところでございますので、そうすると一学年、つまり1年生、2年生、3年生とも1つずつ学級を増やすと。そういうふうな考え方ができてきたということの根拠となる部分です。それを見ていただきながらというふうに検討させていただいておりますので、確認をお願いしたいと思います。

あと、実際の配置の部分についての考え方は私の所見で書いてある部分がございますので、それをなんとか実現していけるように県教委と相談して今もいますけれども、何度も何度も話を煮詰めていこうと思っております。

以上でございます。

では、委員の皆さんから、今のご報告に対してご意見、ご質問、そして先ほど佐藤キヨ委員からいただきました、冒頭にいただいたものに関しての、教育委員会としてもある程度は検討していかなければならない部分も当然あるわけですから、ただ貧困の問題と、今教育委員会で実施しています支援制度、こちらのほうとの関わりもあるのかというふうなことがあるので、併せて協議はしていかななくてはならないというふうに思っております。

どうでしょう、委員のみなさんからご質問。後藤委員どうぞ。

○委員（後藤眞琴） この生理用品の問題なんですけれども、これ教育長にちょっと相談されたところで、すっかり忘れていて、これここで学習支援と絡めて、具体的にはこの生理用品のこと入っていなかったんです。ですから、教育委員会では議論していなかったわけです。その辺のところ、僕はあれって、学習支援絡みでしているものと錯覚して教育長とお話したので、していなかったということを確認して、今度学習支援も絡めて確認を進めて、教育委員会ですっていったらいいかと思えます。

○教育長（大友義孝） どうぞ、佐藤委員。

○委員（佐藤キヨ） 前にマスクのことは私お話したことあったと思うんですけれども、そのほかに水筒のことも話したと思えます。たすきがけにして脾臓とか破裂したり、亡くなった子も



いると。

それで、先生方その点は、少なくとも口頭ではしっかり指導しているみたいで、子供たちは持って登下校しているみたいです。多分ほかの学校でも指導されたんじゃないかと思います。

以上です。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） もう一つ。

30人未満学級のことなんですけれども、これ教育長いろいろ検討あったと思います。ご相談して進めて、努力されているということは理解した上で、これ加配でこれが実現できる見通ししているのは正直なところどんなものですか。

○教育長（大友義孝） 休憩します。

休憩 午後2時08分

---

再開 午後2時13分

○教育長（大友義孝） それでは、休憩を解きます。再開をいたします。

今後藤委員から言われたようなご質問のことについては、当然町として配置しなければならない部分については経費の部分とか、その先生の配置をどういうふうにしていくか、お金を用意する面から始まり、そういったところも併せて検討していくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

そのほか、6月会議の部分で何かございませんでしょうか。気になる点とか。大森委員、何かないですか。

○委員（大森真智子） 直接関係するかどうかはあれなんですけれども、その生理の貧困というところで、学校でやはりちょっとお話がこっちから来ていたのが、休み時間が子供たちにとって短い、5分休憩だったりとかっていう中で、やはり高学年の女子になるとトイレに行く必要があって、ただトイレの戸数も決まっているし、あとは時間も短いっていうので、ちょっと授業に遅れて、かぶる感じで戻ってきた子とかに対して、先生のほうで、当然なんですけれどもも何で遅れてきたんだっていうことを聞いて、でも女の子としてはそれが理由でというのは、みんなの前で、大きな声で言えなくて、おなかが痛くてっていうことを言ったんだけど、

その先生に、いやおなか痛くていうのは理由にならないからっていう感じで言われて、ちょっと傷ついちゃったっていう件もあったんです。

たかが1件のことなんですけれども、それでどうのこうのっていうことではないんですが、男性の先生も、その高学年の学年を持っているってところを考えると、少し、おなか痛いって言うのであればちょっと酌んでいただくとか、何かそういう部分で、高学年の男性の先生たちにはひとつそういう状況もあるというのを、もちろん分かってはいると思うんですけれども、もう一度認識していただくと子供たちも過ごしやすいのかというのがあります。すみません、ちょっと直接関係ないかもしれませんが。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

全くそのとおりなので、この辺については校長先生を通じて指導といいますか、していただくようにお話申し上げていきたいと思えます。

では、次いいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、日程第3の6月会議については以上で終了させていただきます。

---

日程 第4 報告第13号 新型コロナウイルス感染症について。

○教育長（大友義孝） 次に、日程第4、報告第13号、新型コロナウイルス感染症について。

こちらについて報告をさせていただきます。では、教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

お配りした報告第13号という資料でございます。

これは、第18回の新型コロナウイルス感染症対策本部のウェブ会議の内容をお配りしているということでございます。6月18日に開催されてございます。

1枚めくっていただくと、下に1ということでページ振ってございますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種事業についてということで、まずは高齢者向け優先接種についてということで、この時点での対象者数、予約状況、ワクチンの接種状況ということで、等々について記載されているとおり実施をしているということでございます。

あともう一点、2ページ目なんでございますけれども、64歳以下の新型コロナウイルスワ

クチン接種についてということで、これは16歳から64歳まで、美里町では1万2,455人でございます。米印で書いてございますけれども、中学生以下の接種は当面見合せとされているということでございます。あと、接種券の発送につきましては6月21日月曜日に発送ということでございまして、美里町の優先接種対象者ということで、ここに6パターン載せているということでございます。

予約の開始につきましてはここに書いてあるとおりでございまして、接種の開始につきましては8月2日からというようなところでございます。

あと、一番最後に、達成状況ということで資料、表をつけさせていただいております。先日1名、40代にいるという部分につきましてはちょっと添付をしていないのですが、そのような状況と。あと、教育委員会関係で言いますと、今月に入ってから濃厚接触者等々の情報につきましては10件程度入ってございますが、現在のところ全て陰性ということでございます。やはりちょっと、大分減ったというか、緊迫したような情報もあったんですが、陰性ということで、なんとか大丈夫であったということでございます。引き続きしっかりと、万が一に備えて対応できる体制をとっていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今の教育次長の説明の一番最後、これは65件目まで来ていますということですよ。（「そうです」の声あり）はい。

ご報告でございますが、何か皆さんお聞きしたい点とかありましたら。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、以上で報告第13号については終了させていただきます。

---

日程 第5 報告第14号 区域外就学について

○教育長（大友義孝） それでは、次の日程第5でございまして、こちら区域外就学については秘密会の案件というふうに思うわけでございますが、今日は傍聴の方がいらっしゃいますので、どうしましょう。議事日程を繰下げしての協議ということでよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。

では、日程第5の部分については後ほどとさせていただきます。

---

日程 第6 報告第15号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

○教育長（大友義孝） 次に移りますが、日程第6の報告第15号、いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）についてでございますけれども、これも委員の皆さんにお諮りをさせていただきますが、そこで、今回の会議とした報告にするか、それとも非公開とする会議にするか。委員の皆さん、いかがお考えに、何か、まずご意見を聞いてからというふうにしたいと思いましたが、どうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

後藤先生、いかがですか。

○委員（後藤眞琴） 僕は、特別。

○教育長（大友義孝） 公開でもいいですか。

○委員（後藤眞琴） 公開でいいんじゃないかと思います。

○教育長（大友義孝） 留守委員、いかがですか。

○委員（留守広行） 今までは非公開ということにしてもらっていたんですけども、発言の際に気をつけて進められれば公開でもとは思いますが。

○教育長（大友義孝） 後藤委員、ちょっといじめ防止対策のほうです。いじめ、不登校の関係です。基礎学力の向上の学習生活習慣じゃないほうのことをちょっと今お伺いしたかったんです。

○委員（後藤眞琴） これ、いじめ対応……

○教育長（大友義孝） 後から訂正するとか……

○委員（後藤眞琴） これ、いじめの場合も個人情報で特定しようと思えば特定できるかと……

○教育長（大友義孝） 名前が載っていますので、名前が。

○委員（後藤眞琴） これは今までどおり非公開で。

○教育長（大友義孝） 非公開ですね。大森委員、非公開という形でいいですよ。佐藤委員も非公開でいいですよ。

だとすると、この日程第6のいじめ防止・不登校対策、報告15号、こちらも秘密会という扱いになりますので、後ほど報告をさせていただきます。その順番については、ちょっと区切りのいいところでさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

---

日程 第7 報告第16号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） では、もう一つこれも協議ですが、日程第7の報告第16号、基礎学力向上等について、こちらも今と同じように生活習慣の部分が入るんですが、学校名全て入っています。それで、委員の皆さん、こちら是非公開とするか、公開としてやるかという部分ですが、どうでしょう留守委員、こちらのほうは。

○委員（留守広行） 非公開でいいんじゃないかと思います。

○教育長（大友義孝） 非公開で。

大森委員、いかがですか。

○委員（大森真智子） 今まででも……（「非公開」の声あり）であれば、非公開でいいんじゃないでしょうか。

○教育長（大友義孝） 後藤委員、どうですか。

○委員（後藤眞琴） 非公開でいいんじゃないですか。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員、いかがです。

○委員（佐藤キヨ） 学校名が出ると何か普通は違いがあると気になってしまいます。

○教育長（大友義孝） 極端に、率が極端な格差のある部分なんかもあるわけですよ。同じ学校でも、学年によって半分ぐらい格差があると思うんです。

○委員（佐藤キヨ） 宿題だか何かがということですね。

でも、前よりちょっとだけ改善したかという気はするんですよ。あのとき確か、何でそういうふうになったか私理由を知りたかったので、質問した記憶があるんですけども、ちょっと改善したなっていう気はして。

○教育長（大友義孝） どうでしょう、これを公開するという事は、資料も全部公開するということになるので、そこなんです。（「ここに出してある資料も」の声あり）はい、全部公開なんです。今までですと、美里町の小学校では、美里町の中学校ではという、全体を通した報告をさせていただいていたんです。年に一編あと公表をする機会もあるので、そちらのほうで公表をさせていただいたんですが、それぞれの学校ごとというのはやっていないんです。しかも学校ごと、学年ごとですよ、これ。それで、ちょっと迷いが生じていると。これを学力テストと同じ点数だとしたら、公表できませんよね。

- 委員（後藤眞琴） これは、公開した場合には、学校からさらに、それを住民の方々が知るようになるということですね。その辺が、マイナスになる可能性があるんじゃないかということで、教育長は悩まれていると。
- 教育長（大友義孝） そうなんです。
- 委員（後藤眞琴） それは僕にも分からないですけども、これやってみて、この学校ではこういうふうな結果になって、それでこの学校が駄目だというようなふうな見方がないわけではないものですけども。
- 委員（佐藤キヨ） では、折衷案で、例えば考察じゃないけれどもそういうことに、学校によっては学年で大分してこないところがあったんですか、宿題とか。でも、なぜそんなにしてこないか、結局わけは分からないんですよ。難しさが。
- 教育長（大友義孝） だから、その内部の部分については教育委員会の協議なんです。
- 委員（佐藤キヨ） あと、その厳密に同じ宿題をやっているわけではないでしょう。
- 教育長（大友義孝） 違いますからね。
- 委員（佐藤キヨ） だから、そういうのって比較が非常にできないんじゃないかと私は思うんです。だから、あまり意味ないと言うのはまずいけれども、何と云うか、ちょっと宿題を出さないという人もいるだろうし、自分で結構考えさせるようなのを出すとかいろいろあると思うんです。もちろんその地域ごとによって。比較が非常に難しい。
- 教育長（大友義孝） どうでしょうか。
- 委員（大森真智子） 学校で先生たちが書いていらっしゃる考察ってあるじゃないですか。そういうのって、変な話、公開されるっていう前提と、今までどおりっていうので、先生たちは思うところもあって書いている部分もあると思うんです。なので、そういうことで今回公開されるっていうふうになると、それで極端に意見が変わられても困るんですが、そういうことであればもうちょっと言い方を変えたほうがいいとか、何か事前にお知らせすべきだったりするのかと思うと、今までどおり非公開のほうがいいのかと思うんです。
- 委員（後藤眞琴） 公開されるからこう書くんですか。
- 委員（大森真智子） もちろんそうなんですけれども。
- 委員（後藤眞琴） 公開しないからこう書くんだっていうのはちょっとまずいんですよ。
- 委員（大森真智子） そうなんですよね。なので、それは思うんですが、保護者として見てみて、そういうふうのうち小学校では見ているんだっていう意見を目の当たりにすると、やっぱり学校でももちろんまとめてこういうアンケート結果でして、こういう調査結果でしたよっ

て出してもらうものとはやはりやんわりと違う感じがするので、捉え方が。同じことを伝えたいにしても、やはり保護者の皆さんの目に当たるのでいいかとかっていうのもあるのかなって思うと、安易にこのまま公表していいのかって疑問ではあるんですけども。

○委員（後藤眞琴） 僕は、みんなそれぞれの学校で、それぞれの教育方針に従ってやっていくのに、その結果がこうなんだと。それを十分公開して、何かいろいろ質問があった場合にはそれにきちんと答えていってもいいんじゃないかっていうふうに思うわけです。

○教育長（大友義孝） では、阿部専門指導員のご意見も頂戴しましょう。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 参考までになんですが、各校それぞれの学校の状況というのは、校長会等ではチェックしていないんです。全体のものしかチェックしていません。こちらは全国学テもそうなんですが、各校との比較というのはあまり好ましくないという中で、傾向のみお伝えしています。

以上です。参考までに。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。今のお話のとおりです。

○委員（佐藤キヨ） これではないんですけども、これは私が、各校の比較じゃなくて、前に何かの資料で、全部、5項目だか何かをこう丸をつけるので、全部のところ全項目、全部真ん中に丸をつけた学校があって、何でかなって疑問に思って話したことあったと思うんですけども、そういうようなのって絶対あり得ない、普通だったらあり得ないですよ。

だから、その学校の、今言ったのも分かるし、それもおかしいって思いませんか。やはり、あまり考えなきゃいけないけれども、そんなに悩むことのない部分もあるのかと、こういうのは、一所懸命ちゃんとやっていけば。

○教育長（大友義孝） これ1年に一回、今全国学テと一緒に生活習慣調査の結果も、考察を踏まえた上で、美里町の広報誌に公表、1年に1回しているんです。全体を通じた部分として。だから、この結果をそれぞれの学校単位の部分というのはこれまでもやっていなかったし、元の校長会、教頭会にも、個別の部分については分かるから、町全体と自分のほうの学校との比較は分かるっていうことになるわけですよ。全国学テも同じなんですけれども。そうやって見ると、あれですよ。非公表のほうがいいんじゃないかとは思いますが。

○委員（後藤眞琴） この結果は公表ですか。

○教育長（大友義孝） それぞれの学校が不利益を講じなければ公表でもいいと思うんですけども、今の段階ではそこまで周知していないということを考えると、非公開のほうがいいのかと現実的に思いますので。

○委員（後藤眞琴） 繰り返しになりますけれども、それぞれの学校が教育方針によって教育していると思うだけけれども、それを、こういう形で出ているっていうのを公開して、それでどうしてなんですかっていろいろ住民の方から聞かれたときは、こういうことなんですと答えていけば公開してもいいんじゃないかと思うんですけれども、それ以外にいろいろ、ではうちのほうはここに、この中学校に行くのをやめてこっちのほうに行くとか、そういうものがたくさん出てきたら困るかというやつも分かるんですけれども。あと、先生方がそれぞれ本当に自信を持ってやっていると思うだけけれども。

○教育長（大友義孝） そうですね。

では、いろいろご意見を頂戴いたしましたが、これまでどおりこの報告第16号も今回は非公開ということで対応させていただきたいと思います。

では、日程第5から日程第7までの3日程の分につきましては、後ほど報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

日程 第8 報告第17号 指定文化財のき損について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第8、報告第17号、指定文化財のき損について報告を申し上げます。

では、担当のほうからご報告をさせていただきますので、岩淵文化財係長よろしくお願いいたします。

○文化財係長（岩淵竜也） 教育委員会文化財係長の岩淵です。よろしくお願いいたします。

平成30年7月3日付で美里町指定文化財の指定を受けておりますけれども、十王山の槻ノ木が毀損いたしましたので、報告をさせていただきます。

6月4日金曜日のお昼頃です。一番西側に、幹の上部から伸びている枝が強風によって折れまして、その瞬間を目撃した方はいらっしゃるんですけれども、隣のお宅の今使っていない畜舎の上に落ちたということで、南側のご家庭から、実際落ちたほうの、十王山8の今のお宅に通報が入り、その後、翌日になって教育長の元に民間の方からご報告があったということとでございます。

6月5日土曜日朝に、私と職員が教育長から連絡を受けまして、現場のほう確認に行ってみました。その際撮影したのが添付の写真でございます。1枚目の上のほうに、奥のほうち



よっと折れたところが見えています。過去の樹木治療によって残された幹があるんですけども、そこにL字型に生えていました一番太い枝が折れまして、そのまま真下に落下をしたという状況でございます。

幸いにして天気が悪かったということで、外に出ていらっしゃる方はおられず、人的被害はございませんでしたが、物的被害といたしまして、隣のお宅の元畜舎の骨組みのほうに当たりました、見ていただいたとおり、単管パイプで組まれた屋根部分一部単管パイプが曲がったり、それから外れたりというような状況になりました。その後、急ぎ私と齊藤補佐のほうでお話を聞き、まずは撤去のほうお願いしたいということでしたので、12日以降にまちづくり推進課と企画財政課と相談の上、予備費でもって撤去の対応をすることになり、既に6月12日土曜日の時点で落ちた枝は全て撤去済みでございました。

一応、これからその破損してしまったこの畜舎のほう、どのように補償すべきなのか、補償する必要があるのか等々も含めて今やっつけてくださっているのも、その法的根拠等を確認しております。実際のところ、自然災害の補償というのは義務ではないというのが前提ではございますけれども、ケースバイケースで、町で補償している事例もございましたので、防災管財課等にこの事例も含めて今確認をしているところでございます。

撤去の際に、地元の造園業者に撤去をお願いして、樹木本体も見ていただきましたけれども、残りの枝等については今日、明日すぐ折れるような心配はないと。ただ、同様に今後強風が吹いた場合、台風、落雷、大雪等でも折損しないというのは考え得るということで、コメントと助言をいただいております。

参考としては、これから防災管財課の財産管理係のほうに報告を行いまして、地元の治療や維持管理等々について協議を進めていきたいと思っております。

また、指定文化財でありますので、宮城県教育庁文化財課に報告をしており、文化財の多くは専門家の紹介や今後の治療方法について県内の事例等アドバイスをいただくということになっております。

また、居住者のみならず、やはり専門の資格をお持ちの樹木医にも見てもらう必要があるんじゃないかというふうに課内では話しておまして、樹木診断の手配というか、樹木治療に向けた準備、それから先ほど申しました補償のほうの法的根拠の確認、整備等を行っていく予定でございます。

取り急ぎ6月4日に十王山の槻ノ木が一部折れてしまったということで、指定文化財のき損についてご報告させていただきました。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまご報告を申し上げましたとおりでございます。委員の皆さん、いかがでしょうか。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。特段、よろしいですか。

文化財なので大切にということなのですが、御覧のように中身がちょっと空洞になっているところがあるので、今後も対応、残っている木、対応していかなければならないということでございます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 以上で日程第8、報告17号については報告済みということにさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、もうちょっとだけお付き合いをいただきたいと思います。

---

日程 第9 報告第18号 学校給食への地場産小麦の活用について

○教育長（大友義孝） 日程第9、報告第18号 学校給食への地場産小麦の活用について報告をさせていただきます。

では、担当の三浦課長補佐のほうから報告をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） 学校給食を担当しております三浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、報告第18号、学校給食への地場産小麦の活用についてご説明させていただきます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

皆様には一応産業振興課のほうからご説明がありましたが、進捗状況等についてご報告いたします。

まず、令和2年の7月に新みやぎ農業協同組合と産業振興課より本プロジェクトについて提案がございました。子供たちに安全、安心でおいしい給食を地域の食材でということで、小麦の新品種「夏黄金」で給食用のパンをつくれないうという提案でした。

この「夏黄金」という品種は、製パン適性が高く、材料を含めて見まして、県内の生産量の9割を新みやぎ農業協同組合みどりの地区が占めています。この地場産小麦を100%使用したパンを給食に提供するため、これまで協議を重ねてまいりました。目標といたしまして、令和3年10月からの給食提供に向けて、令和2年9月から令和3年6月まで、計7回の打合せ

を行ってまいりました。令和3年1月には試食会を開催いたしまして、栄養士等に試作のパンを食べていただきましたが、柔らかくておいしいと良好な意見が多かったです。

今後の予定といたしましては、8月5日に美里町産小麦「夏黄金」学校給食用パンの供給に関する協定を締結いたしまして、9月16日から学校給食に地場産小麦パンの提供を開始する手順となっております。

もう一枚めくっていただいて、別紙の学校給食用パン価格表を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、下段が令和3年7月からの宮城県学校給食会の給食用パンの価格と、上段が「夏黄金」を使用した小麦のパンの価格表となっております。学校給食会のパンは外国産の小麦と国産小麦をブレンドしたものを7割、そして「夏黄金」を使用した小麦粉を3割ブレンドしてつくられておりますが、こちら関係機関の努力により、「夏黄金」100%のパンでも給食会のパンと比較して1円から3円と、価格に大きな差がないように設定することができました。各校の栄養士からも、給食会との価格差が3円程度までであれば差支えはないという意見をいただいております。提供品目にいたしましても、学校給食会と同じものを提供することができますので、このプロジェクトをこのまま進めていきたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、委員の皆様方からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

計画のとおりになってきたと、頑張ってきたという成果でございます。もちろん無農薬等の心配もないということでもございますので。一番は、価格の差が懸念されていたこともあったと。これ、せっかくだから三浦課長補佐、目標のところ、給食で子供たちに何と言いたかったのかな。資料。これは

○教育総務課課長補佐兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長兼学校給食係長（三浦徳夫） これは、子供たちにて、これで止めて。

○教育長（大友義孝） では、こちらで思っていたようにキャッチフレーズみたいな感じだね。

ということなので、続く文字はないということで解釈していただきたいと思いますので。

以上、報告です。特段、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ありがとうございます。

それに関連して8月5日、先ほど説明があったように協定式があるのですが、できれば協定式も今の時世柄、必要最小限の人数での協定式をしたいと考えているんです。本来であれば教

育委員、皆さん同席の上で調印も考えるところなんですけれども、そういった形をとらせていただければと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、日程第9、報告第18号の報告については以上で終了というふうにさせていただきます。

それでは、ここで暫時休憩をとらせていただきます。3時まで休憩をとらせていただきます。すみません、最初の休憩長くなってしまいました。

休憩 午後2時47分

---

再開 午後3時03分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をさせていただきます。

先ほど秘密会の案件にさせていただきました3つの分についての報告を先にさせていただきます。その後、その後に審議事項に入りたいと思いますが、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、これより秘密会に入りますので、準備をお願いいたします。

---

## 【秘密会】

報告事項

日程 第5 報告第14号 区域外就学について

---

---

日程 第6 報告第15号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について

○教育長（大友義孝） 日程第6、報告第15号、いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（5月分）について報告をいたします。

では、門脇先生よろしく申し上げます。

---

---

日程 第7 報告第16号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 日程第7、報告第16号 基礎学力向上等についてご報告申し上げさせていただきます。

では、阿部先生よろしく申し上げます。

---

---

○教育長（大友義孝） では、以上で報告第16号の部分については終了させていただきます。

では、秘密会はここまでということにさせていただきます。もう1時間経過したので、5分間休みますか、5分間。あの時計で52分からということにさせていただきたいと思います。

では、休憩をさせていただきます。

休憩 午後3時47分

---

再開 午後3時52分

○教育長（大友義孝） では、再開させていただきたいと思います。

---

審議事項

日程 第10 議案第8号 美里町社会教育委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、これより審議事項に入ります。

日程第10、議案第8号、美里町社会教育委員の委嘱について、提案理由をお願いいたしま

す。門脇相談員。

- 教育総務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） 議案第8号、美里町社会教育委員の委嘱についてご説明をいたします。

令和元年7月24日付で委嘱いたしました委員が任期満了となったため、新たな委員を委嘱するものであります。

上記5名を新たに委嘱するものであります。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 教育長（大友義孝） ただいま社会教育委員の提案理由について申し上げました。ご質問ありませんでしょうか。

- 各委員 「なし」の声あり

- 教育長（大友義孝） 質問がないというふうに判断させていただきます。

人事案件でございますので、討論は省略をさせていただきます。

これより採決に入ります。

議案第8号、美里町社会教育委員の委嘱について、次の方々の部分について、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

- 教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。したがって、原案のとおり社会教育委員の委嘱についてはご同意いただきました。ありがとうございました。

---

## 協議事項

日程 第12 美里町児童厚生施設運営協議会委員の依頼について

- 教育長（大友義孝） それでは、協議事項に移ります。

委員の皆様方にちょっとお諮りをさせていただきたいと思います。

協議事項の案件、日程11から17までであるところでございますけれども、上のとこの順番を考えますと、日程を少し入れ替えさせていただきたいと思うのですが、ちょっと案を申し上げさせていただきます。

まず、協議事項の一番最初には、日程12の児童厚生施設の委員の依頼の部分について、最

初にしたいと。その次に、日程16の民間業者様からの提案について行いたい。そして、11に戻りまして、教科用図書の採択について。そして、13の就学支援制度について。14のまちづくり会議との意見交換会。15のパブリックコメントについて。17のひとめぼれマラソンについて。18の事務点検評価についてというふうに、少し日程を変えさせていただきたいと思うんですが、委員の皆様方よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、ご同意をいただきましたので、以降若干日程を入れ替えて協議をさせていただきたいと思えます。

それでは、まず最初に日程第12、美里町児童厚生施設運営協議会委員の依頼について協議をさせていただきます。

こちら、担当であります子ども家庭課の角田主幹が今日来ていただいておりますので、この委員推薦について説明をお願いいたします。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） 美里町子ども家庭課南郷児童館主幹の角田克江です。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから、美里町児童厚生施設運営協議会委員の推薦についてということで、教育委員会に依頼申し上げました。

皆様のお手元に、児童厚生施設運営協議会条例の写しがお手元にあるかと思います。そちらに沿ってちょっと説明させていただければと思えます。

まず、美里町児童厚生施設運営協議会なんですけれども、条例の第1条第1項の規定によりまして、町長の諮問に応じ、美里町における児童厚生施設の運営計画の策定及び地域における個々の施設の管理運営に関する事項について調査審議するため設置するものとされております。

ここで、美里町における児童厚生施設についてなんですけど、町では別途条例で定める児童館と児童遊園をいいます。条例第1条第2項の規定によりまして協議会は前項に規定する事項に関し町長に意見を述べることでできるとされております。

令和2年度では、児童厚生施設の廃止及び設置について町長から諮問がされまして、その件について、3回の運営協議会を開催して町長に答申をしております。諮問の具体的な内容につきましては、牛飼児童館、不動堂児童館、青生児童館を廃止して、新たに小牛田児童館を設置すること。それから、不動堂放課後児童クラブの設置。そして、南郷放課後児童クラブの建設についてでございます。そして、活動といたしましては、町長からの諮問の有無に関わらず、

毎年、前年度の児童館、放課後児童クラブの事業報告及び当年度の事業計画について協議をしております。それから、運営協議会の委員についてなんですけれども、第2条によりまして、10人以内で組織されております。構成は、主任児童委員、社会福祉協議会の代表者、地域組織活動代表者、学識経験者、公募によるものとなっています。この学識経験者枠に校長会代表の校長先生、それから教育委員1人に入っているところでございます。任期につきましては、第3条によりまして、委嘱した日から起算して2年となっています。また、委員は再選されることができます。

今回教育委員会に依頼いたしましたのは、令和元年7月8日に委嘱した委員が、令和3年7月7日で任期満了となることから、新たに委員を選ぶ必要が出てまいりましたので、推薦していただきたいということで依頼をしたものであります。

以上で私からの説明を終わります。協議のほうどうぞよろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 丁寧な説明をいただきました。わざわざ来ていただいて、ありがとうございました。

任期が切れるということで説明をいただき、教育委員会委員から1人選任をしていただきたいというふうな内容でございます。

30日までに報告するというところでありますが、どうでしょう委員の皆さん、今までは成澤元委員に勤めていただいたようでございますが、委員の中からお一人ということですか。自薦、他薦は問わないということですか。成澤委員にやってきていただいたので、佐藤キヨ委員にお願いできないかというふうには思うんですけども、どうでしょうか。後藤委員、いかがですか。

○委員（後藤眞琴） いいって言うてくれることを期待しているんですけども。

○教育長（大友義孝） そうですよ。

大森委員、どうですか。

○委員（大森真智子） どのぐらい回数があるんですか。

○教育長（大友義孝） さっき3回って説明がありましたね。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） 昨年度は、毎年行っております事業報告と事業計画についての協議のほかに、町からの諮問について3回会議を開催しましたので、令和2年度については4回開催しておりますが、特に諮問がない場合は年1回の会議となっております。

ただし、令和3年度につきましては、7月12日に第1回目の会議を予定しているんですけども、そのほかに、秋ごろにもう一回開催する必要が出てくるかもしれませんが、特段のことがなければ年1回の開催となっております。



○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ということのようでございますが。

○委員（佐藤キヨ） 結構木曜、毎週1回は絶対駄目ですし、それからコロナが終わったら旅行に行こうと思っているし、それを今……

○教育長（大友義孝） 利点的な部分があると思うんだけど……

○委員（佐藤キヨ） だって、あれですよ。私歳になってきているから、海外旅行とかってやっぱりこんな歳になったら行けないから。貴重なんです。

大森委員、どうですか。

○委員（大森真智子） 例えばそのような日程をちょっと調整できたりしないでしょうか。

○教育長（大友義孝） 7月12日にはやりたいということなんだね、今回は。最初は。

どうですか。それ終わってからにします。ここで即答、会議の中でやりとりして、なかなか決まらないですか。

では、そういうふうなことだから、協議して、また会議録に残ってないって言われるから。私的には佐藤委員にお願いできればすごくいいとは思っていたんですけども。なんとかお引受けいただけませんかでしょうか。

○委員（佐藤キヨ） 出なきゃいけないんですよ。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） そうですね、1回目は7月12日月曜日の午前中に開催を予定しているんですけども、あと2回目以降については委員の、もちろん日程調整しながら開催日程は決めますし、第1回目の会議については、令和2年度の事業報告と、令和元年度の事業計画についての協議ということで、児童館事業でこういうことをやっています、放課後児童クラブこういうようなことをやっていますっていうような中身の会議になるかと思しますので、あまり固く考えていただかなくても大丈夫かと思いますが、出席のほうはお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ということで、是非、お願いいたしたいと思います。

○委員（佐藤キヨ） 来る回数を減らしていただいても。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） 例年ですと1回なんですけど、ただちょっと今年度は、今年は2回は開催するかもしれないというような考えは、児童館のほうにはあります。

○教育長（大友義孝） 何かお引受けいただけるように、佐藤委員から承認のご同意をいただきましたので、ぜひお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、あとは文書でもって報告するというにさせていただきたいと思います。よろしく  
お願いします。ありがとうございます。

○子ども家庭課南郷児童館主幹（角田克江） どうもありがとうございます。よろしくお願  
いいたします。

---

#### 日程 第16 民間事業者からの提案について

○教育長（大友義孝） それでは、これより日程第16、民間事業者からの提案についてに移る  
わけですが、委員の皆さんにお諮りを申し上げたいと思います。

この民間事業者様からの提案の部分に関して、事業者様が本日来られているんです。それで、  
そちらのほうから少し説明を頂戴したいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、ちょっと入っていただいて、説明をお願いしたいと思います。（「失  
礼いたします」の声あり） よろしく申し上げます。お待たせいたしました。どうぞ、座ってい  
ただいてから。

ちょっと、最終調整していただいたものなので、そんなには変わらないと思いますけれども。  
今日お渡ししたほう。

では、教育次長、進めてください。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太  
郎） それでは、私のほうからご紹介を含めて説明をさせていただきたいと思います。

今年の3月16日に、美里町民間事業者提案制度と、今年になってからそういう制度を美里  
町で設けまして、それに応募いただいて、1回目の提案ということで、していただいていると  
いうことで、以前の教育委員会でその内容についてご説明をさせていただいていたところでご  
ざいます。

それで、企画財政課でこの関係やっておるんですけれども、窓口として。それで、取扱いと  
いたしましては、教育委員会のほうに提案いただいているものですので、その内容を協議しな  
がら進めてほしいということございまして、内容としては一部採択ということで、内容につ  
いて担当課と教育委員会、事業者で詰めて、それで対応をしてほしいということございまして、これ

まで事務局のほうと国際航業のほうでいろいろと打合せをしながら、あとこちらのデータもお渡ししながらということで進めてきて、現時点でまとめた提案内容をご説明させていただいて、皆様からご意見をいただきながら今後進めてまいりたいというところでございます。

本日国際航業株式会社から2名来ていただいております。これから説明をいただきたいと思っておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思っております。

まずこちらから、国際航業の高村さんでございます。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 高村と申します。よろしく申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） あと、そちらが大槻さんでございます。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部東北支社仙台支店（大槻拓也） 国際航業仙台支店大槻と申します。本日はよろしくお願いたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、ここから国際航業の高村さんに説明をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） では、座ってご説明いたします。

では、お手元の資料に沿って、簡単にですけれどご説明をいたします。

まずは、一旦こちらの事業概要というような、1枚物の紙を見ていただきたいと思っております。

もともと弊社のほうから美里町のほうには、こういった事業概要でご説明していた経緯がございます。

提案の内容としては3つございまして、新電力への切り替え、それから照明のリース事業、それから3のPPA事業という事業の複合の提案を差し上げておりました。事業一個一個、なかなか説明も難しいところではございますけれども、まず1点目、新電力への切り替えについては、現状で今学校施設については東北電力からの電力供給を受けているということですが、こちらでも別の会社、弊社ですけれども、切り替えていただくことで、電気代の単価を下げることができますということで、電気代を削減することができるご提案になっております。

それから真ん中、照明のリース事業ですけれども、リースという仕組みは、初期投資を全て民間事業者側が負担して、月々の支払いを町のほうから行っていただくという事業内容になっておまして、照明についてはLED化することで当然ながら電気代が削減できますので、そ

の削減した部分を原資にしまして、リース費を支払っていただくという形で、つまり全く初期投資もかかることなく、運用費も全て電気代の削減分から賄うということで、美里町の立場からすれば、全く初期投資を発生させることなくLED化が進むというような仕組みでございます。

それから、PPA事業、なかなかこれなじみのない言葉ですけども、こちらも実は民間事業者が太陽光発電を無償で設置します。その代わりに、そこで発生した電気のうち、使っていただきますと。その施設で使っていただいて、使った分だけ電気代としてお支払いいただくという仕組みになっています。ですので、1から3までの事業全てが、初期投資がない、かつそのランニングの部分についても電気代の削減分から賄っていただくというような事業スキームとなっております。

これらを3つ同時に展開することで、電気代も削減をしつつ、再生可能エネルギーが活用できて、かつCO2の削減にもつながるということで、こういった事業を複合的に組み合わせるといふ、そうしたメリットを出すような事業もできるようになってございます。

これが一端の事業の概要でございます。

それから、こちらのワードの資料に戻っていただきたいんですけども、こちらについてご説明したいと思っております。

今回教育委員会のほうにご提案をするに当たって、この3つの事業プラス、当然ながら学校の屋根に太陽光発電を設置することになりますので、こちらを活用した環境学習、こちら弊社としては今回ご提案を差し上げているということで、4つの事業の複合提案になってございます。

提案に至った経緯としては、佐藤教育次長とお話をさせていただく中で、美里町としては今後ESD、持続可能な開発のための教育を行っていくということを背景に来ていたものですから、そういったものも複合的に提案をしたほうがいいのではないかとということで、今ご説明した事業概要にその環境教育というのをも組合せて事業実施をする予定でございます。

特に、弊社は全国各地で太陽光発電所を建設しておりまして、自治体の土地をお借りして太陽光発電所を設置するというケースが非常に多くございまして、その中で自治体の学校、児童向けに環境教育を結構数多くやらせていただいている実績もございまして、そういったことも背景にありながら、こういった複合のモデルをご提案差し上げているところでございます。

めくっていただきまして、2ページ目というか、3のPPA事業はというところからご説明したいと思っております。

こちらについてですけれども、まずは学校施設の屋根に太陽光発電を設置させていただいて、その発電した電気を使っていただくと。それでも足りない部分については弊社が電力供給を行わせていただくということで、事業モデルが提示されております。こちらのメリットとしては、再生可能エネルギーを直接使うことができるということと、あと災害時には太陽光発電から電気をとることができますので、緊急であれば、例えば携帯の充電であるとか、テレビを見たりですとか、そういったところが可能になるということで、防災面でも向上するというようなお話になってございます。

下側に各学校の電気代の削減額というのを、4番に示させていただいております。今回学校としては、小牛田小学校、不動堂小学校、それから北浦小学校、中塚小学校、青生小学校、それから南郷小学校、この6校で検討を差し上げております。こちらで検討しましたところ、年間で約49万円ほど電気代が削減できるという見込みが立ってございます。学校ごとに4万円から11万円ぐらいの差がございませけれども、削減効果が見られるということが確認できております。

それから、次のページに移っていただきたいんですが、今回このPPA事業という太陽光発電を設置するに当たって補助事業が今年度から出されているものですから、そちらの検討ができないかということも併せて実は検討しておりました。ただし今回、今年度の補助事業で新たな条件が追加されているということが分かりまして、特に赤字で示しているところを見ていただきたいんですけれども、対象設備については太陽光発電の規模が10キロワット以上であることができることが条件の一つとなっております。特に大きく影響したのは②ですけれども、法定耐用年数、太陽光発電については17年という設定がございまして、補助事業を活用した場合は、17年間は確実に使わなければいけないという条件が付与されているということが分かりました。この条件が実に大きな影響を与えてございまして、特に今回学校については今後10年以内に統廃合がある可能性もあるということでお話を聞いておりましたので、なかなかこの補助事業を全体に適用することは難しいであろうということ想定しまして、小牛田小学校、不動堂小学校、南郷小学校、この3つに対してPPA事業については展開をしてはどうかということで検討のし直しをしております。その中で、4パターンほどPPA事業の実現に向けた検討させていただいてございまして、特に1番目については不動堂小学校と南郷小学校、こちらだけを、補助金を活用した場合。それから(2)で、3校全てで補助金を使わずに、かつ10年で譲渡するという想定をした場合。(3)については2校、不動堂小学校と南郷小学校で補助金を活用し、1校については、小牛田小学校については10年で譲渡するという場合。

それから一番最後、4番ですけれども、補助金を使わずに12年で譲渡した場合。この4つのパターンで検討をしております。

それぞれ見ていただきますと、まず(1)で、2校のみで補助金を使った場合については、現電力料金からの比較としては約7万2,000円ほど年間で削減ができる、やや小さくなってしまいうのですが、削減効果はみられるということになりました。

(2)では、10年で譲渡した場合には投資回収ができずに、年間で60万円ほど上昇してしまうということになっておりますので、基本的に現電力料金からプラスでお金が発生してしまうという状況が見られました。

(3)については、30万8,000円ほど年間で削減することができる。

(4)については、現在の電気料金から変更なしで、12年あれば投資回収が全て済んでいるという形で、町としては全く持ち出しなくできて、12年という投資回収になるということが分かりました。

これらの結果を踏まえまして12年、補助金を活用してしまうと全て17年は活用しなければいけないという条件、契約条件が課されてしまいますので、今回については3校とも12年という形で、弊社から美里町への譲渡もしくは弊社による撤去といういずれかを選択しまして、12年で事業をご提案したいというふうに考えております。

ここまでのPPA事業の概要になってございます。

省エネの事業、こちらはLEDのリース事業にだけを取り出した内容になってございます。今回対象としては小牛田小学校、不動堂小学校、南郷小学校を対象に現地調査を行わせていただきまして、調査検討をしております。その結果として、この合計値をご説明したいと思っております。

まずは、リースの事業期間としては、10年という期間を想定しておりまして、それで言いますとリース料金の年額が174万7,000円になります。それに対して電気代等々の削減効果については、年間で200万円以上の削減効果があるということが確認できましたので、リース料金を削減効果が上回るということで、基本的には全く持ち出しがなくLED化ができるという状況が確認できたという結果になってございます。これを投資回収年で表しますと、174万7,000円を207万4,000円で割戻しますと、8.5年ほどで投資回収ができるという見込みになっておりますので、10年以内で十分投資回収ができるということになってございます。

それから、特記事項になりますけれども、今回3校を対象にということで書かせていただい

たんですけれども、青生小学校については体育館で水銀灯が活用されておりまして、水銀灯に関しては御存じのとおり水銀に関する水俣条約が1月1日から施行されておりまして、この関係で水銀灯の製造、輸入、輸出、全てもう禁止になってございます。その関係もございまして、もう向こう10年ではなく、もう今から更新をしなければいけないという状況ですので、今回のご提案としてはこの3校プラス青生小学校の体育館だけは更新したほうがよいのではないかとということでご提案を差し上げているものになっております。

弊社で試算をさせていただきましたところ、青生小学校の体育館のほうを更新するということであれば、リース料金としては年額で50万円ほどプラスになるということが確認できておりますが、こちらは協議の上で決めさせていただきたいと思っております。

それから、一番最後のページになりますが、環境教育の展開ということでございます。こちらに関して、先ほどまでP P A事業とリース事業、L E Dのリース事業に関しては、3校を対象にということでお話をさせていただきましたが、今回環境教育については6校ございますので、6校の児童に向けてご提案を差し上げるということで、今は設定をしてございます。開催の時期、回数等については個別に協議をさせていただきたいというふうに思っておりますが、学校で差をつけるわけにはいかないと思いますので、基本的には6校で対応させていただきたいと思っております。

それから、下に、参考までに環境学習のプログラムを占めさせていただいていますが、こちらは弊社がほかの地域でメガソーラー発電所を建設してございまして、そちらで見学会とか、あとは教室での環境学習をさせていただいた写真を載せさせていただいております。こういった形で、特に発電所を見て回ったりですとか、逆にパネルを持込みまして、そのパネルで発生して見せるですとか、あと一番左側の写真は触れる地球、弊社が実は開発している地球儀なんですけれども、こういったもので、世界的な環境状況がどうなっているのかなんかを授業の中でさせていただいたりもしております。こういったところで、環境に配慮できる形で子供を育てていくということも弊社としてはC S R活動として行っておりますので、そういったものも今回ご提案を差し上げたいというふうに思っております。

説明としては以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 資料も提示していただきながら、説明をいただきました。大変ありがとうございました。

メリットの部分について今提案をいただいたわけでございます。

委員会としても環境教育とかE S Dの取組、いろいろなことが今取り沙汰されておりますの

で、そういったことについてはどうしても検討していかなくてはならない、今ご提案をいただきましたので、委員会の中でもいろいろ協議をしていかなくてはならないというふうに思っています。

今日は、これまでいただいたご意見、提案を、今日会議の中でいろいろと協議をしていくというのは、本日はなかなか難しいのかというふうに思いますので、改めて協議の場という部分は私のほうで設けながらやっていきたいと思うんですけども、どうですか、委員の皆さんは。

やはり、こういったご提案があるということで、そして将来につながるというような今概要のように私は受け取ったのでございます。そのような形で今後進めていくということではいかがですか。よろしいですか。何か委員の皆さんから、今せっかくですから聞きたいことを。

○委員（後藤眞琴） 質問よろしいですか。環境教育の件で、上額4万1,000円、6年生を対象に実施をすると。これ年間どのぐらいの時間実施するのか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 年間どのぐらい実施するのか。これについては個別の協議とさせていただいていますが、基本的には1校当たり1コマずつ6時間をさせていただくというような想定であります。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○委員（佐藤キヨ） パワーコンディショナーって何ですか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） パワーコンディショナー、難しい言葉ですよ。

パワーコンディショナーというのは、実は太陽光発電というのは直流の電気になってしまっていて、今皆さんがお使いの電気は交流電機というんですけども、直流の太陽光発電の電気を交流に変換する際に、そのパワーコンディショナーっていう機械を通じて交流に変換しなければいけないんですけども、その間にある機械のことを指しています。

○委員（佐藤キヨ） 蓄電器とかは、この中には入っているんですか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 今回この中には入っていませんで、かなり補助金等々を活用して入れるということは、当然想定はしておるんですけども、一回溜めるっていうところで、また出すというところなので、なかなか費用対効果といいますか、そういったコスト面がなかなか見にくいというところがありまして、今回はシンプルに太陽光を直接使うという形で……

○委員（佐藤キヨ） でも、雨が降ったり、曇りの日とかもありますから、蓄電器がないと。でも、もちろん違うほうの電気は使えるようにはなっていると思うんですけども。そっちは、そ



ういうときはそっちを使う。

- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之）　ちなみに、雨の日でも発電をしないというわけではございません。実は雨の日でも発電はするんです。なので、そういったところで全くゼロになるかということそうではないので、その中で使っていただくということを想定しております。

特にPPA事業というのは、施設で使われている電気をオーバーしない程度に適量を乗せるというところが原則としてございますので、その中で運用していただくというのが基本の考え方となります。

- 委員（後藤眞琴）　最初のページの、これ再エネ、省エネとかレジリエンス強化促進事業とか再エネ資料化、レジリエンス強化促進、この辺のところをちょっと説明お願いします。

- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之）　こちらが、先ほどもお話ちょっと、ちらっと差し上げたところで、PPA事業、その太陽光を乗せる事業に対して補助金が出るという事業となっております、1キロワットというサイズに合わせて6万円ほど補助金が出ることが決まっています。ですので、そちらを活用しますと、今回6校に対して実は110キロというサイズの量を乗せるので、660万円ほど実は補助金がつくということが、確認ができています。

ただし、この補助金を活用すると、17年間は絶対使わなければいけない条件になってしまいますので、今回統廃合の関係があるということですので、17年活用できるかということ、そうではない学校が出てきてしまいますので、活用せずとも12年で回収するというパターンか、もしくは補助金を投下して17年活用し続けるかというところでの協議が発生するのかと。そんな事業となっております。

- 委員（留守広行）　補助金使って17年と。例えば南郷小学校に設置して、南郷小学校が今度閉校になりますと。それを新小学校なりに移設しては駄目だということなんですか。

- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之）　移設は多分難しいです。そこまで条件としては書いていないんですけども。

- 委員（留守広行）　17年なら17年まで使いなさいっていうのが……。

- 国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之）　使い続けることが前提ですということは補助要綱に書いてございますので、持ち出しっというのはちょっと難しいかと思います。

- 委員（留守広行）　用途が変わってもいいのですか。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 用途が変わっても、その学校施設を使い続けることができるということであれば特段問題は無いというふうになっているんですけども、廃校になった後で、じゃあその利用をどうするのかっていうところはまだお決めになっていない部分も当然あると思いますので、そこを今の段階で担保するのは非常に難しいのかというふうに思います。

○教育長（大友義孝） 大森委員、何か、せっかく来ていただいたので、聞いておいたほうが良いような。

では、協議を教育委員会で進めていく中で、どうしてもここ分からないっていう部分については後でお問合せをして教えていただく形をとらせていただければと思うんですが。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之） 分かりました。

○教育長（大友義孝） よろしく願いいたします。

次長、はい。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいですか。

継続協議というか、していただくということになるのですが、まず町といたしまして、民間事業者からの提案を受け付けるという制度をつくりまして、今回それに応募いただいたということで、それで、やはりなかなか役所のほうからこういうような組合せで事業をやるという発想は出ないというふうに思っております、今回やはりこういう環境に配慮した部分と、あと環境教育も含めて、ほとんど手出しなしというんですか、ある程度出る部分、入る部分ありますけれども、削減で対応する部分でございますけれども、ほとんど手出しがなしでできる枠組みということで今回考えていただいて、非常にいい提案ではないかと思っております、やはり複数年、長い期間契約ということを見ると、教育委員会の考えといたしましては、可能な限り小学校については残していくというようなことで考えておるのですが、やはり10年、20年と見たときに、やはり現時点ではなかなかそこまでしっかりと答えを出すということは難しいと。そういう中で、絞った形で、あとは補助金だと17年という話で、大分長い期間になりますが、単独でやった場合ですと12年という話もありますので、その期間等々も含めて、あと実施する学校、そういうところも今回ご提案いただいておりますので、その辺を踏まえながら、それぞれお考えいただきながらちょっと協議を進めて、ぜひ採用というか、内容を詰めながら対応してまいればというふうに思っておりますので、ぜひいろいろとご協議をお願い

したいというところがございます。

○教育長（大友義孝）　そういう形で、今後継続協議をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

では、大変国際航業の皆さん、本当にありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

○国際航業株式会社公共コンサルタント事業部RE事業推進担当部長東北支社仙台支店（高村浩之）　最後までお聞きいただきましてありがとうございました。

○教育長（大友義孝）　では、これをもって日程第16につきましては終了ということにさせていただきます。

続けて協議をしてまいります。

---

日程 第11 令和4年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝）　日程第11、令和4年度使用教科用図書の採択について、こちらのほう協議をさせていただきますが、これはちょっと私のほうで説明をさせていただきたいと思ひます。

1つ目は、教育長の報告の中で、流れを書いた一枚物があったと思うんですが、そちらのほうをちょっと見ていただきたいと思います。教育長報告のすぐ後ろのページにありますので、それを出して、字が小さいので申し訳ないんですけども。

こちら、ちょっと余計なことを書いていた部分があるので削除したいところもあるんですが、ございますか。これ、こういう、教育長報告のすぐ後ろ。あっち見たりこっち見たりで大変申し訳ありません。こちら、一番分かりやすくつくった資料がこういうふうに来ておりますので、まず令和4年度、来年度使用する教科書を採択する上で、このフローをちょっとつくらせていただきました。その前提となるのが教科書、去年も中学校のをやって、そしてまたここで採択するかということになるんですけども、これは一般図書っていうふうに言われている部分です。特別支援に関わる児童生徒の皆さんが使う教科書ということなので、これは後ほど出てくるんですけども、ちょっと使う教科書が、順番決まっています。市販の本なんですよね。ですから、毎年改訂がなされてくるので、それを、いいものを確認するには毎年やらなくてはならないという部分があるので、これを今年度確認して、次年度から使うということになるわけです。その流れが4月14日、一番上なんですけども、栗原市も含めた北部地区の教科用図書採択

協議会の総会を行いまして、ずっと進めてきております。

現在、教育委員会で選出いただいた専門委員会とかそういった委員会組織が2つほどあって、専門委員会というのは教科書の中を細かく見ていく部分です。それから、選定委員会というのは、要は大綱とかそういった部分をチェックしている組織です。最後は採択協議会と。その協議会で決定したものをいいか悪いかというのは、最終決定は教育委員会にあるということになりますので、その順番を示したものです。

それで、下のほうに行きますと、6月28日、つまり今日なんですけれども、美里町の教育委員会定例会、10時となっていますけれども、これは間違いなので、訂正をお願いしたいと思います。

ここで採択すべき希望を、協議会のほうに意見書を送付することになっているのですが、その意見書を送付するに当たって、実際使う学校側ではどうなんですかというふうな紹介をさせていただきました。その結果が、先週までの報告をいただいたんですけれども、不都合はないと。これまで使ってきた教科書については、不都合はありませんという回答をいただきました。その上で、今日は教育委員会として意見をまとめて、協議会のほうに報告していくというふうな流れになってございます。

そこで、6月28日の一つ上の美里町教育長臨時会告示ってなっていますけれども、これは普通ですとあるんですけれども、今年度は該当しないので削除していただきたいというふうに思います。

そういったことで、今日ここで委員の皆さんから意見を頂戴し、一つの意見として協議会のほうに提出いたしますが、その後採択協議会が開かれたりいろいろしていきますので、最終的には来月の教育委員会定例会、予定しておる定例会のほうで最終決定をするというふうな流れになるということをご承知おきいただければというふうな表でございます。

それで、定例会の配付資料をつくっていただいておりますので、ここにはひとつ別紙のほうを見ていただきますと、教科書の発行者名、それから著書、署名が書いてございます。中身は、その学校に在籍する特別支援に関わる子供が実際使わない教科書もあるんです、この中には。そのお子さんの状態を考えると、使わないという部分があるんですけれども、それを除いて、一般的な部分については全然影響ありません。そして、中学校と小学校、それぞれ3校、4校からいただいたのがこれ、全然不合格となるようなものはありませんでしたという結果でございます。そういった流れのものでございますので、今日、今説明したとおりでありますので、教育委員会で協議し、今後は採択協議会に教育委員会としての意見を報告するということにな

りますが、ここに書いてある発行者、署名について不都合としたものがありますかというふうな部分を、バツをつけて、これ駄目だっというやつにバツをつけてやるということになります。そういった流れでございます。学校としては異存ないという結果です。

どうでしょう、協議させていただきますが、このまま学校の申出のとおり、不都合な教科書はありませんという形での意見で報告してよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのような形で教育委員会としての意見は報告をさせていただきます。そして、採択協議会のほうでもう一度確認をして、最後には教育委員会でまた決定をするという流れになりますので、よろしく願いいたします。

では、次にまいります。大変ありがとうございます。

---

### 日程 第13 美里町就学援助制度について

○教育長（大友義孝） では、次は日程第13、美里町就学援助制度について、協議をさせていただきます。

こちらのほうについては、教育次長からでよろしいですか。説明のほどお願い申し上げます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

まず、今追加で資料をお配りさせていただきました。

まずは、就学援助の認定者数ということで、今年度の部分を入れたものと、あとは令和3年度の就学援助制度のお知らせというものと、あとは新入学の準備金のお知らせです。小学校の分と中学校の分ということで、これ1セットになっているものと、前回の5月28日の定例会でお配りした文部科学省の資料、これ再度ちょっとお配りさせていただいています。それと、以前の教育委員会でまとめて資料何点かお渡ししておりますけれども、その中で、ちょっと説明が、非常に内容分かりやすいものですので、再度子供の貧困と就学援助制度、不登校ということで、この資料をちょっと改めてお配りさせていただいております。これと、あとは先日告示と一緒にお渡しした資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。

それで、まずは以前にお渡ししている資料、まず一覧表を御覧いただきたいというふうに思

います。

これは、県内の状況につきまして、ホームページを中心に検索をしまして、状況を確認しているものでございます。対象経費につきましては、国で、文部科学省で定めているものに対してどうなっているかというようなことで、これ令和3年5月28日の資料の最後のページになりますけれども、要保護児童生徒援助費補助金予算単価と、令和3年度の予算ということで、これが国で示されています。これを基に調査をしたというようなところでございます。

それで、この表で入っていないのが10市町で、それは下に書いてございますけれども、全ての品目が載っていないというところがございます、何々などというふうになっておいて、全体的にちょっと把握できないものにつきましては表に入れていないというようなところでございます。

それで、御覧いただくと分かるのですが、1から9まではほぼ他の自治体でも取り組まれているのかというところがございますが、2010年に追加になっている項目が、10番以降になるんですが、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これにつきましては南三陸で取り組まれていると。また、卒業アルバム代等ということで、これにつきましては仙台、多賀城、気仙沼、七ヶ浜ですか、ここで取り組まれているというような状況でございました。

まず、県内の状況はこのようなところでございますが、ちょっと私のほうでも、ほかの自治体というかほかの都道府県の状況を、ちょっと今日資料はお付けしていないのですが、いろいろ調べてみると、北海道では大分このクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費、こういう部分を含めて取り組まれている事例が結構ございまして、苫小牧市とか、あとは札幌市とか、そういうようなところではこういう部分についても取組まれているというところなのかと。あとは、茨城県水戸市でもこの辺については取り組まれているというようなところでございます。全国的に見ると、やはり取り組まれている事例もあるというところと、あと独自に費目を追加してやっているというところもありまして、そういうところも参考にしながら対応をしていく必要があるのかというふうに思っているところでございます。

まず、これからずっと継続的に協議をしていただきながらまとめ上げていくということ、まとめ上げて、あとは総合教育会議で調整をしながら対応していくということになるのですが、まずはこの対象費目、対象経費をどうしていくのかというところと、もう一点が基準の部分です。その基準の部分はどうしていくのかということで、5月28日の定例会資料の4ページ、本日お渡ししたものです。本日お渡しした令和3年5月28日と書いているものの4ページです。2枚目の裏です。それの上の部分です。これ、令和元年度就学援助制度ということ

で、ここに認定基準の主なものとして上に書いておりますが、こういう部分が認定基準としてございまして、我が町ではこの矢印で出てきている部分なんですけれども、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、これを基準にしている自治体も全国的にございまして、ここの抜き出しの表にあるように1.1倍以下から1.5倍超というようなことがございまして、令和元年度で見えていきますと、全国で1,343の自治体で取り組まれておりまして、一番多いのが1.2以上1.3以下。ここが40%ほどになっているのかということで、我が町についても、この辺もいかがするかというようなところなんです。前回からこの2点についてというお話をしておりますが、今回事務局で調べたものにつきましては、対象経費を中心に調べさせていただいておりますが、この基準、係数の詳細につきましてはまだ十分調べ切れていないというところがございますが、資料といたしましてはここにあるように、こういう形で全国でやられているので、これを参考にしていく必要があるのかというふうに思っているところでございます。

あとは、就学援助の周知について、これも現在は、先ほどお渡ししたもので、表紙が就学援助認定者数となっているものです。これをちょっと見ていただくと、平成28年度から令和3年度までの部分で書いておりますけれども、全体の数として、申込みなんですけれども、減ってきているというようなところでございます。平成28年度で見えていきますと、全体に対して13.83%になっておりますけれども、それがどんどん減りまして、令和3年度だと1.04%になるのかと。約11%です、全体の。これは、すみません、全体の部分です。それで、小学校を見て見ますと、令和3年度で9.4%ぐらい、全体の割合からしますと9.4%ぐらいなのかと。あと、中学校で見えていきますと、計算しますと、14.5%程度というふうになっているのかと。小学校の、もともと認定者数少ないのですが、中学校になると多くなっているというような状況は見てとれるのかというふうに思っているところでございます。

それで、現在の周知につきましては、次のページです。令和3年度の就学援助制度ということで、4月に保護者の皆様にご通知を申し上げて、それで該当する方は申出てくださいと、申請してくださいというようなところで周知をしていただいて、これに基づいて申請を受けて対応していると。その数字が一番最初のページになるというようなところでございます。

それで、これにつきましては、今後上のほうの少し太字になっています米印のところ、申請書、用紙は各学校に備えてありますというようなことで、各学校に備えて対応をしているというようなところでございます。それで、対象となるということで、対象要件がありまして、一番下に援助の内容と書いてございまして、裏面に、給付につきましては7月、12月、3月の3回支給いたしますと。あと、申請の方法、あと締切りというようなことで書いてございま

す。

あとは、新入学準備金ということで、前倒しでやはり準備する必要があるということで、これは1月に案内を出しておきまして、2月にお申込みをいただいて、3月に支給をしているというようなところでございます。

それで、要件につきましては、就学援助の要件と同じ要件になっておりまして、入学する際にいろいろなものを準備するというので、そのためのお金ということで支給しているというところがありまして、まず小学校と、その次の紙が中学校ということで、これはそれぞれ小学校と中学校に分けて1月に案内をしているというところでございます。

それで、ちょっとここ詳しくまだやっていないんですが、しっかりと該当する方に申請いただいているかどうか、十分周知が行き届いていて、必要な方にちゃんと届いて、申請をいただいているかというところが問題なのかというふうには思っておりまして、その辺につきましても現時点での対応を確認しながら、改善するところがあれば改善をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ちょっと話が錯綜してしまったのですが、大きく言うと、まずは対象経費の費目です。それをいかがするかということと、2つ目が基準です。認定基準につきまして、生活保護の額に係数を掛けたというところございますけれども、それをどうするかというようなところ。あとは周知方法についてどうするかというようなところをご協議いただきながら進めてまいる必要があるかと思っているところでございます。

それで、今日お配りした資料の一番下ですか、子供の貧困と就学援助制度の動向という資料でございますが、これをご確認いただいていると思っておりますが、これは全体的なものを網羅されているようなところもございまして、今私もお話した部分、この中に全て網羅されておりますので、ぜひこの内容をご確認いただいて、今後検討を進めていければと思っているところでございます。

それで、検討した結果、先ほど申し上げましたけれども、いつの時点でどう反映させていくかということがございます。当然拡大していくということになりますとお金がかかるというところもございまして、その辺も大体試算しながら、町長部局との協議ということになると思いますので、反映させる時期、そういうものを考えていくと、そんなにゆっくり検討していただけないのかということもありますので。ただ、内容につきましてはよく確認いただきながら進めていく必要があるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというところでございます。



ちょっと、十分な資料ではまだないのですが、現時点での調査した結果というか、整理した結果でいろいろとご意見をいただいて進められるかと思しますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今説明をいただいたんですが、あれをこうしてこれをこうして幾らかかるっていう部分を、委員会の中ではなかなか難しいのではないかと、協議が。これ一点にとられればそれだけで委員会、臨時会を開いてやるっていうことにもなりかねないっていうふうにもちょっと思っていたところもあるんです。そこで、考えられるのは、一つの案という部分を立てながら、委員の皆さんからご意見を頂戴するっていうふうな仕方もあるのかと思ったり、ちょっとゼロからの部分で、委員会のこの場で協議するっていうのは、かなりの時間を費やすような気がしたんですけども、どうですか。

○委員（後藤眞琴） これ、僕も少し勉強して理解していますけれども、かなり複雑な問題で、例えば今日もらった資料で、準要保護がどんどん減っていますよね。どうしてこういうふうになっているのかというと、町で調べるのも結構大変でしょうけれども、担当者にどうしてなんだろうということを言ってもらって、担当者が考えていることをお聞きしたい。

それから、後ろに今、今日来ていた案をつくるに当たっては、宮城県だけを考えるのではなくて、全国的なものを視野に入れて、それで考えていく必要があるのではないかと。宮城県そんなにこういうことで進んでいるほうではないですよ。進んでいるところも進んでいないところも参考にしながら、案をつくるんであったら3つぐらいの案を考えていく。そのときに、この僕たちも、今の例をもらっていますので、資料として、それを読んでいろいろ考えて、このようなことであろうかと考えることができますと思います。

○教育長（大友義孝） 留守委員、どうですか。進め方。項目を広げるということの、その自治体の倍率の変化、種類、周知という3つのテーマで。

○委員（留守広行） 広げるのは広げたらいいんでしょうけれども、広がることによって予算がどのぐらい必要なのかということ、倍数の変更によってまた予算が変化するということが、周知というのが、どの辺が課題になっているのかというのが分からない点があるので、いろいろと事務局にはご負担かけますけれども、そういうところを準備していただいてというようなことになるのではないかと思います。

○委員（佐藤キヨ） 何か、今せっかくかもしれないんですけども、この別紙1って、この一番最後の資料で不思議だと思うのは、就学援助制度のご案内で、支給の対象となる方って書いて

ありますよね。準要保護の認定を受けている方が対象となりますと。それで申請、保護の申請時期で、令和2年の就学援助制度で準要保護の認定を受けている方は再度申請していただく必要はありません。で、準要保護の認定を受けていない方でって、その追加申請のお知らせでこれを出したんですか。

○教育長（大友義孝） 今言ったのはどの部分ですか。

○委員（佐藤キヨ） 上のほうの、箱の、一番後ろの。

○教育長（大友義孝） 一番後ろの、別紙1。

○委員（佐藤キヨ） 就学援助制度のご案内で、支給の対象となる方って囲んでありますよね。

対象は準要保護の認定を受けている方って書いてありますよね。それで申請、保護と申請時期が、準要保護の認定を受けている方は再度申請をしていただく必要はありませんと書いてあるからちょっと思ったんです。準要保護の認定を受けていない方で、これのための紙ですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいですか。ここの部分ですよね。

これにつきましては、例えば兄弟・姉妹がいて、既にもうその家庭が該当するというふうに分かっている場合については申請していただく必要がない。だから、新しく子供がということであれば、追加申請していただくと。

○教育長（大友義孝） 新たな中学校の募集。新たに中学校に入る方じゃないの。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 基本的にはそのご家庭で既に令和2年度、前年度、その認定を受けていれば大丈夫だということなので、例えば6年生の子がそこで受けていれば、それについて申請する必要はありませんと。

○委員（佐藤キヨ） それは、もらっていないのに例えばなった人がしなさいと。例えば生活保護を廃止した、生活保護だったらもらえているんですよね。保護者の事業で固定資産税が減免されるようになったとあって、そういう人たちにですか。

○教育長（大友義孝） あくまで準要保護なんです。要保護じゃなくて。

○委員（佐藤キヨ） 要保護は生活保護ですか。

○教育長（大友義孝） あとは、年度のくくりで元年度と2年度が分必要なんです。確かに分かりにくいと言えば分かりにくいかと思います。

○委員（佐藤キヨ） それと、その前のページで、経済的理由により就学についてお困りの方に対して書いてあって、またすぐ下に経済的にお困りの方に対してなんて、しつこいというか、

もらう人で、申請で何回もしつこく聞かれたり、プライドを傷つけられるので申請が嫌だとかってよくテレビでやっているのを見るんですけども、そういう人はいないですか。

○教育長（大友義孝） 今までは聞いたことないけれども。

○委員（佐藤キヨ） もらえる人の中で、何か経済的、何かこの書き方、あまり経済的、どうなんでしょう。就学援助制度がありますが、必要な方とか、もうちょっと何か書き方というか、税金でやるわけだから、権利というわけでもないんだけど、もう少し、今のところもらってもいいんだっていう。

○教育長（大友義孝） 書き方ね。

○委員（後藤眞琴） 申請するに当たってね。精神的な負担にならないように。そういう配慮は必要だと思います。それから、留守委員確認の部分、この就学援助制度の対象となるとか、対象要件という、これも各自治体によって違うんですよね。ですから、これも見直す必要があるだろうと。これが、この要件に合っていない限りはその準要保護に当てはまらなくなるんですよ。ですから、そこも基本的には要保護者自体を、これは教育委員会で決めることになるんですよ。

○委員（佐藤キヨ） それから、思い出しました。

例えば申請の場所、職員室とか事務室もとてもいいと思うんですが、プラス教育委員会とか、学校に行かないで済むような、場所もいろいろ、もう少し増やせないかって。ハードルを下げるというか。

○教育長（大友義孝） それは可能ですけれども。

○委員（佐藤キヨ） できればそういうふうにしたほうがいい。コロナなのに出てくるっていうのは、何かご近所でも仕事、リストラじゃないけれども、されたとかっていう人もいるのに、何か減っているというのがちょっと不思議だと。

○委員（後藤眞琴） 僕は今まででもらった、資料としてもらった論文、これで6つ、今日、今度では2つありますでしょう。あの人の2人分、それから前に5つでしたか。（「4つです」の声あり）4つですか。それ、今もらった紙のもの、その申請書に出すとき、これいいと思ったのは、学校にも出せるし、教育委員会にも出せる。それで、全部教育委員会から申請書ももらえる。そういうことで、学校に出せること、認定証があると、ところが教育委員会だったら分かりませんから。そういうことをやっているところも結構あるんです。

○委員（佐藤キヨ） 申請書ももらいに行かなくても、例えばプリントアウト、パソコンからできるとか、もらいに行くのに休み、例えば片親とかそういう人たちは、日給、月給制とかもい

っぱいいるわけですね。そうすると、プリントアウトできるとか何かそういう、なるだけ行く、休む回数を減らすっていうか、そういう配慮も必要じゃないかな。

○教育長（大友義孝） 申請書類、みんな子供たち通じて渡したほうがいいのかもしれないな。

要る人は要るんだし、要らない人は要らないんだし。

○委員（佐藤キヨ） それは一番いいし、あと提出分が書いてあればすごく親切だと思います。

○教育長（大友義孝） ちょっとそういうふうな手続の関係も。

○委員（佐藤キヨ） 少し検討して。

○教育長（大友義孝） はい。

もっとも、そういった部分も含めての全体を、就学援助制度そのものを再検討していきましようということなので、今佐藤委員が言われたような中身も含めてのことなのかというふうに捉えることができると思うんです。でも、中身を今言ったように、これだけに費やしてやったら、教育委員会何日かかっても終わらないことになるんじゃないかと思って、そのやり方をだからどうしようかと思って、今。

いいんです、委員たちみんな集まってもらって、これだけに特化して臨時会でやりますっていう方向でも別に構わないんだけど、なかなか案が絞り切れなくなってくるのかっていうふうにちょっと思ったりもしたので、私も含めて事務局で調整をとりながら、何パターンかの案をつくってみて、そして委員から意見をもらって進めていくっていうやり方がいいのかと思ったりしています。

○委員（後藤眞琴） もう一回ぐらいは教育委員会でやると、教育委員が協議して、就学援助について、共通の理解を図る。

○教育長（大友義孝） 共通の理解をした上で行くということですね。

そうですね、今回今までの状況、平成28年度からどういう状況になっているのかっていう資料もご提示いただいたわけですし、状況的な、さっきのような質問が、なぜ減っているのという、そういった疑問な点も出てくるわけなので、それも含めてちょっとどうやって確認、なぜ減ったかという、どうやって確認したらいいのか。

○委員（後藤眞琴） 必要な方にこういう情報を、知らない方もいるかもしれないよね。

○教育長（大友義孝） ただ、対象者になり得る人を探し、調査できるかっていうと、その権限は教育委員会にないから。だから難しいのですかね。

○委員（後藤眞琴） 学校に子供が、この小中学校に来ているの。それを家庭に全部行き届くようにすれば良いと思います。

○教育長（大友義孝） 問題は解消するんですよ。

今回が、今減ってきている理由を追求しようとする、こうやって調べないかということなので。

○委員（後藤眞琴） 担当者の業務に載らないと。

○教育長（大友義孝） これから先はいいと思うんです。さっき言ったようにみんなに配って、申請書類をもらいに行くのもなかなか難しいという方は先に配っておけば、申請する方は申請する、だからその提出先も学校じゃなくてもいいという書き方をしていれば、教育委員会でもいいわけ。そういうふうなことを、今後のことは解消できるけれども、今まで何で減ってきたんだっていう部分が、ちょっと疑問な点は解消し切れないので。

○委員（佐藤キヨ） それはしようがないというか。もう、これからなるだけもらう人というか、必要な人サイドに極力立つようなのを考えてやったらいいじゃないですか。

○教育長（大友義孝） 切り替えて。

でも、あまり減っているから気になるんです。

○委員（後藤眞琴） 佐藤委員が言うように、厳密に調べるなんてできない。担当者がある程度感じている感じを知らせてもらえれば。

○委員（佐藤キヨ） 多分、あれでは分からないですか。税金の、非課税とかそういうのが増えているとか減っているとかそういうの、非課税の人があまり関係ないとかだったら、減っていないとかだったら、ずっと同じぐらいだったら少子化でちょっと減る可能性もあるかもしれないし、非課税の人が増えているのに減っていたらというようにいろいろ考えられるんじゃないですか。だけれども、そこはあまり、もういいんではないですか。駄目ですか。

○教育長（大友義孝） 非課税のことについては、その世帯の部分だから、その親だけじゃないわけなので、だから難しいんです。

それはさておき、これから先申請、本当にしやすくするような流れの組立てをすると。そういうふうな、さっき言っていましたけれども、いろいろな案がこれからも出るだろうと。そういった部分を委員会として共有して、そして実際こういうふうなところだねってところまで持って行かなきゃない。最終的には次長が説明あったように、総合教育会議の中でまた共通理解をしていかないと決定はできないというふうになると、そういうことですよ。

ではもう一回、次回も継続協議で、もう一回共通理解をする部分を今後絞って行って、さっき3つあったわけですし、そういったことにもう一回共通理解を示した上で、あとは今後案をどういうふうにして絞っていくか、そこまでちょっと考えてみたいというふうに思うので、考

えてみたいと思うんですけども、どうですか。

○委員（後藤眞琴） あとは対象経費について、これは基本的には拡充というか、増やす方向でというようなことで行くんですか。

○教育長（大友義孝） それも、だから含めて。

○委員（後藤眞琴） 今の時点ではまだそこら辺も分からないと。

○教育長（大友義孝） 今こういうふうにあったんだけども、全国的にはこうだってさっきちょっと話が出て、県内ではどうだという話が出て、私は概ね増やす方向づけというふうな委員のお考えなのかというふうには思っているんだけども、それも、いいところも悪いところも両方を見てってさっき後藤委員もおっしゃっていたから、多分拡大することにはなると思うんだけども。国で拡大しているんだから、その辺の制度に乗っかっていこうということだとは思うんですけども。

○委員（後藤眞琴） 国で、最低ですかね。

○教育長（大友義孝） 最低のことだと思います。

○委員（後藤眞琴） それを、最低だということで、もう少し必要なのかと。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 国で出しているものについてはお示ししているというか、前に出しているもので、今回ここに太字でなっている部分ということなので、ではその辺細かいことは次回ということよろしいですか。

○教育長（大友義孝） それでいいんじゃないかと思います。確認したいものは一つ羅列していけばいいような気はするんだけども。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） いずれ費目については、今ここにある10から14の部分がまず追加になっている部分。それで、このほかに考え得るものがあるのか。例えば生理用品、生理の貧困という話もございましたけれども、そういうようなものを含めてとか、そういうことであれば、まず費目についてはこのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、あと卒業アルバム代などというやつと、あとはオンライン学習というところで、これは国で費目としてプラスになっておりますので、次回までぜひ、もしプラスするものがあれば、その辺のお話をいただければよろしいのかと。

それで、私とか事務局のほうで、全国的な事例を見ていきますと、多分割合的には、追加でやっている自治体というのは、全国的には2割ぐらいなんです。ただ、我が県の場合は2割も行っていないと思いますけれども。全体的に見ると2割ぐらいはそういう追加の部分につきま

しても該当させていると。

ただ、オンライン学習の通信費、これについてはもう少し、まだ低いのかというようなところもありますので、まずは、費目についてはまずプラスする方向でということであれば、あとは大体幾らぐらいかかるのかとか、結局それを追加することによって、経費として幾らぐらいかかるのかというのも出していかないとちょっと分からないので、まず仮にそのプラスするのを足して試算をするということもできますので、そこら辺はよろしいですか。その費目を全部一応入れて、それでそのプラスした場合について、どれぐらい負担が増えるのかというようなところもありますので、その辺もちょっと次回まで試算をしたいというふうに思います。

○委員（後藤眞琴） それから、議会への報告、美里町で宮城県を調査するってなっていましたよね。だから、それをやるからっていうのを、どういうものなのか、美里町の場合は。それに対してこういう指示をすることがあるのかどうか。これ、いつ調査するのか。議会報告で分かりませんけれども、そういうことも含めて考えていかないと。

○教育長（大友義孝） ヤングケアラーの部分に関して言うと、ちょっと慎重姿勢を私今とっているんです。実態を探るためにちょっと慎重な取り方をしなきゃいけないというふうに今思っているんです。

先日校長会議の一人一人の面談の中でも、その調査の仕方というのが、相手にあまり真剣に受けとられないような聞き取りぐらいしかできないんじゃないかと。アンケート用紙を配って、はい書いてくださいって回収できる、それで正直に書いてくるかどうかさえも分からない。だから、そういったところを今、質問の仕方、それを捉えて、どういうふうな支援が必要かとか、そういった部分に今度転換していくので、実態がどうあるのかという部分から先に考えていかないといけない。そういうふうな話をしながら校長先生方と、あと事務局の先生方とも話し合っている最中なんです。

○委員（後藤眞琴） そのときはこの質問を是非、教育委員会で、みんなで確認して。

○教育長（大友義孝） だから、今言えるのは、担任の先生から率直的に聞き取りをするという方法がいいのではないかと、いろいろな案出していますから。

○委員（佐藤キヨ） 例えば民生委員とか。

○教育長（大友義孝） 子供に聞くのか大人に聞くのかっていう問題もあるんです。

○委員（佐藤キヨ） ですから、今思うと私もずっと前に鹿島台二小にいたときヤングケアラー、私が受け持つ前のときに、子供が6人ぐらいいたお母さんで、生まれるとその子たち、私が受け持った子は男の子で、それとお姉ちゃんを休ませて、その下の子たち、いっぱい子供いた

から、お母さんの世話をさせて、学校を結構、生まれてすぐだから何週間か休むとあって、お姉ちゃんも休ませられて、弟も休ませられてというのをやったら問題になって、あの子たちもそうだったんだと思うんですけども、民生委員とかも分かるかもしれない。

○教育長（大友義孝） あと、現実に分かっている、把握できている部分もあるんです。そうだろうと。ただ、児童生徒が、それが苦痛に感じているかどうかというのは分からないです。苦痛に感じていればヤングケアラーになっちゃうんだけれども、それが当たり前だと思っていたら何もないんです。

○委員（佐藤キヨ） かわいそうだとか。

○教育長（大友義孝） 文部科学省で出した統計は、あれ統計上の数字だけです。実際直面でアンケートをとったりなんかしている結果の集計じゃないですから。いろいろ調べてみたんですけれども。

○委員（後藤眞琴） アンケートの、親のほうに聞いたのね。子供のほうにも聞かないと、親のほうでは当たり前だと思っている親もいるかもしれないですから。親孝行というのはするべきなんだけど、僕らの時代はずっとね。だから、その辺のギャップは当然あると思う。どっちにも聞いたらね。

○教育長（大友義孝） だから、そういう、両方とも苦痛に感じている部分に対して、では支援はどうするのかっていったときに、このお金、就学援助制度はお金の部分ですよ。だから、そういった部分にどういうふうに反映させていけるのかっていうことも、さっき後藤先生が言われたところにつながるかと思っているんですけども。

だから、支援策、支援策といっても、文科省とも、まだ何の通知も県教委に来ていませんし、ただどれぐらいあるんだろうって、多分調査しなさいから始まるのかというふうに思っていたところなんです。ゼロではないです。私が思っているだけでもいるのですから。そういったところも含めたこの就学援助制度に多分なってくるのかって思います。ですから、相当中身が、さっき次長も言っていたけれども、国で定めた範囲以外のものももしかしたらやっていかなきゃないところも出てくるのかと。

簡単には進まないですよ、この就学援助制度というのは。そういうことで整理を今日はさせていただきます。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね。あと、すみません、基準額、生活保護基準額に係数を掛けてという部分もある程度ちょっとお考えいただいている、今だと1.3倍ぐらいが多いということになってい



るみたいなんです、いずれこれ例えば低所得者というか、お困りの方をどの層で抑えるかっていう、非常にこれ難しい問題なのかということなので、ちょっとこれも、あとお金も広げれば広げるだけお金がかかりますので、その辺はちょっと大分しっかりと中身を見てやらなければならないのかと、非常に難しい問題かというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） その全部、準要保護の部分を、国で全部手当をとれば何ら問題はないと思うんですけども、そもそも。

そういうことで、では今日は整理をさせていただきますが、よろしいですか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） ちょっとすみません、事務局のほうで考え得るというか、いろいろ考えてみて、シミュレーションが必要であればそれもちょうとやってみてということで、いろいろやらせていただきたいと思いますので。

あと、何かあればちょっとアドバイスいただければ。

○教育長（大友義孝） 相談しながら。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 何かあればご連絡、いつでもよろしいのでいただければと思います。

○教育長（大友義孝） よろしく願いいたします。

では、申し訳ありません。もう定刻過ぎちゃいましたが、もう少し頑張ってもらって。

休憩とりますか。もうちょっとかかると思うんですけども。（「ちょびっとだけ」の声あり）  
では二、三分休憩しますか。後藤先生いいですか、休憩しても。したほうがいいですか。（「したほうがいい」の声あり）

では、休憩入ります。若干の時間。

休憩 午後5時32分

---

再開 午後5時40分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

---

日程 第14 美里町まちづくり会議との意見交換会について

○教育長（大友義孝） 日程13まで終わりましたので、次は日程第14、美里町まちづくり会議との意見交換会についてを協議させていただきたいと思います。

この件につきましては、先日委員の皆様方にお集まりをいただきまして、まちづくり会議の皆さんとの意見交換会をさせていただきましたので、その主な意見を頂戴した部分について委員の皆さんといろいろ確認をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

では、記録といたしますか、録音も何もしておりませんので、その辺のところをまず最初に説明をいただいてからご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、教育次長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

座って失礼いたします。

お手元に美里町まちづくり会議との意見交換会での主な意見等ということで、一枚物の資料を配らせていただいております。

主なものは、事務局のほうでまとめたものということになってございます。

それで、やはり意見交換会を経て、それをしっかりと整理しておく必要があるのかというふうに思っております、この項目につきましてご意見をいただいて、整理をしておくべきところは整理をいただいてというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいというようなところでございます。

大変簡単ですけれども、以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、まず一つずつ確認したほうがいいのか。

ちょっと私も記憶を留めながら発言をさせていただいていましたので、まず小中一貫教育について、教育委員会での会議で協議された形跡がないということをおっしゃっていたようです。これは前にもそういったご意見というのは頂戴しておったというふうに記憶しているんですけども、どうなんでしょう後藤委員、これ当時のものとして。

○委員（後藤眞琴） これが、正式な議題に挙げて協議したことはない。どうしてかっていうと、視察に行ってそれぞれが感じたことを、視察終わった後向こうの方にいろいろ質問したし、聞いたり説明を受けたりして、僕の感じでは当時の教育委員の多くが、これでは小中一貫校、美里町ではとてもどうにもならない、というような印象を受けたのではないかと思うんです。そ

れで、議題に上げて協議するまでのことにはならなかったのでは、と思います。

それから、もう一つ、小中学校の先生に、この美里町で一貫教育にとることについてどうお考えですかということを知ったことあるんです。そのときにちょっと答えを誘導するような質問あったので、こちらが聞きたかったような回答というかコメントはもらえなかったのですが。ですから、今度やっぱりこういうことを議題に、協議事項にして、教育委員会で話し合っておいたほうがいいんじゃないかと、この前も議事録にないものは議論したことにならないんだって強調されていましたよね。ですから、その辺のところはやっぱりみんなで話し合っただけがいいんじゃないかと思っています。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

留守委員、いかがでしょうか。

○委員（留守広行） 答申案の中で、小学校を見て、中学校の場合、3クラスが理想だというふうな記述があったと思います。ということになりまして、地域で小中一貫教育ってなっていますけれども、あると、一般の人は多分小中一貫校というふうなイメージを持たれると思うんです。今ということになりますと、児童生徒数が減っている状況で、クラス替えをできずに小学校、極端にいうと幼稚園から中学校を卒業するまで、その子供たちの関係がほぼ固定されてしまうというふうになるといって、いい面もあるんでしょうけれども、やはり何か人間関係がこじれた場合、それをずっと引きずったまま学校生活に追われるんじゃないかという心配も出てくると思います。

ですので、残念な、やっぱり学校がなくなるという残念な気持ちも、考えもあるんですけども、やっぱり中学生、小学生、小学校と中学生となった場合、もう少し視野を広く、そういう中学校生活を私は送ってもらいたい。学校生活を過ごしてもらいたいという思いで、地域での小中一貫教育、一貫校というのはちょっとできないんじゃないかと。美里町として、一つの中学校にして、そこで中学校3年間を、最初なかなかあれでしょうけれども、3年間を過ごしてもらって、次の学校、進路に向かう力を出し合ってもらいたいという思いでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

当時、記録はないというふうなことをこの間も、前からも言われて、この間も強調されておたりして、確かに後藤委員が言われるように、タイトルとして小中一貫教育についてというテーマでの話合いというのはなかったように思います。私もいろいろ空白期間があったので、知るものは会議録とかそういったものでありましたけれども、やっぱり中学校の再編の協議の中で、小中一貫教育の部分については、話題には出てくるんです。それで、やりとりの部分も

あるんです。だから、全くそういった部分、資料としては確かにないのかもしれませんが、そういった部分、今留守委員からお伺いさせていただきましたので、今後こういったことはちゃんとテーマに挙げてやることも必要だというふうにも付け加えて、今後やっていきたいというふうに思います。

ただ、協議された形跡がないという部分については、会議録にタイトルを打ったものがないというふうに言われているようではありますけれども、その辺のところについては何度も回答してきた経緯があったというふうに今思っているところです。

次の2つ目は、この再編ビジョンは法律、答申を無視しているから法律違反で無効だというふうな主張等、この間は文書をいただいていたよね、これ質問状とか。それに教育委員会で協議して回答を差し上げているところがございますので、その文書のとおりというふうなことで確認してもいいのかと思うんですけれども、いかがですか。大森委員、どうでしょう。回答はしているんですけれども。そういう形で、それだと思ってるんですけれども。違反だ違反だと言われても、どうですか佐藤委員、法律違反だと言われて、その回答はちゃんとしたんです、教育委員会で。

- 委員（佐藤キヨ） 答申書はちゃんと。
- 教育長（大友義孝） 回答したとおりでということですのでよろしいですよ、確認としては。
- 委員（後藤眞琴） この学校教育環境審議会の答申が向こうへ、読み方だろうとは思いますが、けれども、この前も、このメインのテーマは南郷地区の小中一貫校の問題なんだと。あるいは答申のメインだと。必ずしもそういうことにはならないんじゃないかと思うんです。

答申そのもの、二十以上もあるんです。あれ本当にいろいろな意見をまとめきれない、強く出た意見を書いているみたいに僕なんかは読めちゃうし、それから当分の間っていうのは、これこころ考えてみたら、その当分の間の解釈もどうなのか。僕の中だったら5年間くらいかなって読み方が強いんですけれども、そういうところありますので、これは解釈問題だからかなり、どこまで行っても平行線なんじゃないかっていうような感じで思っています。

- 教育長（大友義孝） そうですね。こちらのほうについては回答保留しているわけじゃなくて、ちゃんと回答していることなので、そのとおりであると今確認はできているというふうには思っております。そして、質問を出して、そういうふうに発言をなさった方は、その部分だけを捉えて認識しているというふうな見方をされているので、確かに解釈の仕方によって違うだろうと思うところはあります。

そして、回答を申し上げた部分の中でも、再編ビジョン策定後のことであって、時系列的に

おかしいということをこの間言われていましたよね。その部分に関して何らおかしい部分はないというふうに話をしたつもりなんですけれども、これは質問の1つ目の部分について、南郷地域の再編の部分に関することだけを捉えて回答しているので、全体を通じた回答ではないんですけれども、その質問された部分に関しての回答をしているわけだから、順番的には何ら間違っていないというふうに私は思っているんですけれども、教育次長、流れとしてはそういう流れだったよね、たしか。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいですか。

この質問1、執行機関の義務違反についてということまでいただいているんです。これにつきましては、南郷中学校存続について十分に議論を尽くすべきでしたが、その形跡は全くありませんということで、再編ビジョンとのつながりについては記載されておられません。南郷中学校存続についてということでしたので、恐らく回答でも再編ビジョン後のことを回答しておりますけれども、南郷中学校の存続について、南郷中学校を残せないかと、ビジョン策定後ですけれども、それでもそういう意見がありましたので、保護者を対象に意見交換会をして、そのビジョンについても確認してきたと。そういう回答になっておりますので、私としては時系列的におかしいということではないのではないかと感じるところでございます。

○教育長（大友義孝） そういうふうな意味合いでの回答をしたつもりだったので、時系列的については何らおかしくないんだけれどもというふうに確認はとれると思うんですけれども、そういう解釈でいたと思うんですけれども、いいですよ、そういうので。ありがとうございました。そういった解釈で、委員会ではいたということです。

それから、前にこれを言われた部分で、公聴機能が不足しているのではないかということも申し上げられたので、そういったこともやっぱり必要なところは、広報を通じながらやっぱりやっていただくことになると思いますので。ただ、教育委員会の部分としては、これまでもやってきたので、広報には上げてきたし、それから今見る人、見ない人いるんでしょうけれども、フェイスブックなんかにも上げていたりしておりますので、あとは町全体としての広報の在り方という部分だとこれも思いますので、こちらのほうについては広報機能という部分で話を出して、今はもう当然出しましたけれども、話はしていますけれども、そういうふうにしていきたいと思います。

あとは、南郷地域から中学校がなくなると南郷地域が衰退するというふうな発言もありましたけれども、これは先日の意見交換会だけではなくて、前にもそういうふうな発言を頂戴して

おりまして、学校なくなるから地域が衰退するののかという、その因果関係を言われれば、なかなか難しい判断だと思うんです。厳密に、では学校があるから衰退しないのかっていうふうなことも言われるかもしれないと、そういうふうなことを言っている人もいますので、逆の発想といえますか。だから、そういうことではないのではないかと。

○委員（後藤眞琴） これ、衰退する可能性を否定することはできないわけだよね。

○教育長（大友義孝） それはそうです。

○委員（後藤眞琴） ですから、その衰退する可能性を防ぐためにどうしたらいいのかというのは、これ町長を中心として町民一体となって考えていく、僕は問題ではないかと思うんだけど。もちろんそこに教育委員会も入るけれども。

○教育長（大友義孝） そのとおりです。

そういうことだったと思います。あとは、関係するのかな。中学校の統合が20年後、30年後、先にやってよかったっていう自信があるかとか、それから55億円とか60億円とかお金かけてやっても、その値があるのかっていうふうな話もお受けしたわけですよ、たしか。それについては、そういった20年後、30年後のことを見通しながらいろいろと、何度も協議を重ねてきて、そしてそれが結論に至ったわけですから。こういうふうなことをやってよかったと言われるようにしていかないということだと思うんです。その回答をしたつもりだったんですけども、そういうふうにとっていただいたかどうかちょっと分からなかったんですけども、そういう考えでいたよなって、今までの経過の中で、協議の中で、そういう解釈でよろしいですよ。

○委員（後藤眞琴） 住民のアンケートなんかしたときに、こっちで回答した場合に、この3つの中学校を統合する、長期的な視野に立っているんだと。これこういう回答をずっとしてきているんです。

○教育長（大友義孝） そうですね。そういう経過から来ているということが確認できると思います。

意見ということでお聞きしていたんですけども、僕は協議が長い部分に関して、物、物体を運ぶものではないというふうな、全くそのとおりなので、それは、そういうふうな物体を運ぶ考えで考えているわけではないということは言えると思うんです。そういうことを指して意見を言われたんではないと思うんですけども。

○委員（佐藤キヨ） 16キロは楽だけれども、人間だからっていう意味で。

○教育長（大友義孝） ちゃんと気をつけて運びなさいっていうか、乗せて、手法を講じて、安全

安心に通えるようにしなさいっていうふうなことに私は解釈したんですけども。そんな解釈だったんですけども、佐藤委員、同じ解釈でいいですか。

○委員（後藤眞琴） 僕は、そういう見方があるんだって、ちょっと驚きました。僕はそういう見方全然頭になかったの。

○委員（佐藤キヨ） 自転車のことも考えてですね。

○教育長（大友義孝） スクールバスで通わせてもらって、私は物で運ばれたって記憶もないし、そういった感覚もないし、そういう自転車通学で、その安全が確保できないような通学をしたっていうふうな記憶もないし、周りでやっぱりいろいろ関心を持ってくれたんだろうって、今考えてみると思います。

○委員（佐藤キヨ） 16キロってあれですよ、バスはもちろんやってくれると思うけれども、自転車でも結構いるんじゃないですか。

○教育長（大友義孝） 徒歩だったか片道17キロで、スクールバスも出さないで、自転車で通っているっていう学校ありますね。

○委員（佐藤キヨ） 16キロなら自転車で1時間弱程度で行けるんじゃないですか、中学生なら。

○教育長（大友義孝） もしかしてそうかもしれないですけども、やっぱり雨あったり、風あったりね。

○委員（佐藤キヨ） おじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃれば別なのでしょうけれども。

○教育長（大友義孝） ご意見は頂戴したので、その対応をちゃんとしていかなければならない。準備委員会の中でもいろいろ協議していくことになると思いますので。

それから、この過疎地点の話をちょっと言われたんですけども、これは過疎指定されたことで異常を見直すとかっていう部分を見ると、見直すべきではないのかっていうふうなことを言われたんですけども、いかがですか。指定を受けたから見直すっていうことにはなっていないんじゃないかというふうには思うんですけども、どうですか。大森委員、どう思います。

○委員（大森真智子） このことを機に南郷に中学校を持ってきたらいいんじゃないかということなんですよ。そうすれば地域が活性化するっていう、でもそれも活性するっていう、何の策もないというか。

○教育長（大友義孝） 今の中学校の再編ビジョンとの関係性、今の関係性からした過疎指定っていう部分だから、それを考えるとこの過疎指定っていうのは、いろいろな施策を今から考え

られていくんだと思うんです。だから、人口の流出を防ぐとか、いろいろな政策は出てくると  
思うんです。Uターンを入れたりとか、定住を促進したりとか、地域活性化策を見出したりとか、  
いろいろなことが考えられるだろうっていうふうに思っていて、それが今も中学校の再編を見  
直す部分に値するのかって言うと、そうではないのではないかと。そういうふうなことを、そ  
うだねっていうふうになればビジョンを見直すことになるのね。そこまで必要ですかっていう  
ことをやったらいいんじゃないのっていうことを言われているから。

○委員（後藤眞琴） これ、僕が捉えたのは、過疎地域に指定されたからこの中学校を南郷地区  
に持ってきたらなんとか過疎から脱する道が開けるんじゃないかっていうような意味でおっし  
ゃっているのかって。僕が新聞で過疎地域に指定されたのを見たときに、政府ずるいつて思っ  
て、卑怯だと思って。合併を進めておきながら、南郷町はもうないんです。それをあえて持っ  
てくる。だから、美里町あんたしっかりしなさいという、少しはこっち出しますからっていう  
ところだろうと思うんです。そんなこと言われなくたって、美里町に考えがありますよって  
いうことであるわけであって。

○教育長（大友義孝） 過疎指定というのは、ここからこの間も後藤委員が気になさっていたよ  
うに、合併して美里町になっているのに何で南郷地域だけ過疎指定で分断するんだっていうこ  
とですよ。それは全国的に過疎法の改正された部分でそうになってそうになってきている。その  
捉え方っていうのはやっぱり難しいですよ。人によって解釈っていうのは。

はっきり言ってこの過疎法の中身の部分というのは、みんな同じ、一様にこういうふうな中  
身なんだっていう部分を捉え切れているかって言うと、なかなか住民の皆さんだって我々だっ  
てそういった部分が100%こういうふうな趣旨の改正法なんだっていうのはなかなか捉え切  
れていないのではないのかというふうに思うところもあるんです。私自身です。

だから、そういった部分を考えて、今後藤委員が言われたように南郷高校の、将来統合さ  
れるだろうから、その跡地活用してはっていう部分も何か連動しているんじゃないかというふ  
うにもとれるし。

留守委員、どうぞ。

○委員（留守広行） よろしいですか。

今南郷地域の過疎なんですけれども、従来の考え方っていうのはやっぱり定住していただい  
て、子供さん、家族を持って、そこの幼稚園、小学校、中学校というふうに進むというのが従  
来の考え方だと思うんですけれども、これからいろいろそういうふうな考え方っていうのは、  
定住のほうじゃない方法とかいろいろ考えを出さなきゃいけないんじゃないかと。いわゆる日



中の交流、日中コロナの地域で来ていただいて、農作業をして、田んぼに植えていただくとか、勤めていただくとか、そしてあと家に帰ると、そういうことも考えられるんじゃないかと思えます。

ですから、どうしても何か人口が減る、何でも減ってしまうので、定住だ、定住するにはいろいろな施設がないといけない、その中には学校というのもすぐに来るんでしょうけれども、仮に学校があったとしても、将来学区制度ってもう維持できないときに、先の先のこともかもしれませんけれども、ですから通学してきて、また家に帰ると、そういうことも考えられる世の中になっていくのではないのかと。だから、方法は一つじゃないと思うんです。外れているかもしれませんけれども。

○委員（後藤眞琴） 僕もそうです。人口が減るのはもう当然だろうと。その前提に立って考えないと。増やすなんていうことはまず不可能に近いだろうと。

○教育長（大友義孝） 前日の意見交換会でも何か企業の従業員、美里以外に住んでいらっしゃる方が住みたいんだというふうな話もおっしゃっていたようなので、住んでいただくような施策をとっていかなきゃないんだらうというふうにとちょっと感じたりもしたんですけれども、そういう期待を込めて発言してもらった部分もあるのかと思っていましたけれども。

では、この過疎指定されたことによって再編ビジョンというのを見直す、学校の再編を見直すという部分ではないというふうな考え方でよろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） 分かりました。

それから、この過疎に絡んで南郷に中学校を持ってくるとか、南郷高校の跡地を活用するとかっていう部分については、これはちょっと筋違いといいますか、そういったことも考えられるんでしょうけれども、既にこの南郷高校の部分に関しては後から来ている部分ですよ。それから、過疎の部分については先ほどのとおりの部分だというふうにとれると思うので、そういうふうな解釈したいと思います。

あとは、先生、元先生から言われた部分で、ご意見だというふうに思っていたんだけど、教え子には、将来南郷に戻って来いよというふうなことを言われたと。中学校がないところに戻ってくるんですかっていうふうな話も言われたわけですよ。確かに社会情勢の状況の中ではそういった地域も当然出てくるのかというふうに思うんだけど、中学校があるとかないとか、先生の立場からすればそういうような思いで教え子さんたちには話してこられたんだらうというふうに僕は思って、改めてその意見は、そういうことはあるというふうには感じまし

たけれども。

どうですか、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 僕は高校を卒業すると自分の家を離れて、故郷っていう、戻るなんていう意識が全然ないので、故郷って何だろうってこの歳になったら思うんだけど。

○教育長（大友義孝） でも、その先生はそういうことを言われてきたんだということ、そういう思いで生徒たちを指導してくれていたんだというのを改めて思いましたけれども。

○委員（後藤眞琴） 僕も分からないなりになりますけれども、子供がここに生まれて、死ぬまでここにいるってなっちゃうと、ちょっと考え方が違くなっちゃうんじゃないかって、世界に羽ばたいて、じゃあ故郷にでも戻るかっていう子供もいるかもしれません。

ただ、昔子供がすごろくで、故郷に帰って哲学者になるっていう、これは自分が望んだものが果たせないと、故郷に帰って哲学者になるっていう、そういう上がり方、そういうすごろくがあったんです。これは面白いと思って。今でも時々思い出したりしています。

○教育長（大友義孝） その故郷という、生まれ育ったところとかのように、専念した地域とか、いろいろな人の思いはあるということなんですが、一つじゃないということですよ。

○委員（後藤眞琴） 教育長の子供がいて、絶対ここに戻りたいという気持ち、あるほうが少ないんじゃないかと。

○教育長（大友義孝） そうかもしれないですね。

そういうふうな思いでいましたということを改めてご意見頂戴したところだったと思います。

あとは、一番最後に教育長の発言が長いと、一人でかなりしゃべっていると、気をつけると、そのとおりですので、委員の皆さんからのご意見を頂戴していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（後藤眞琴） 教育長は、自分の考え最初に述べないようにね。述べると誘導することになっちゃいますから。みんなの意見を聞いて、自分の意見を述べるとか。

○教育長（大友義孝） 分かりました。刑事が尋問しているような感じになってくるので。以後気をつけさせていただきたいと思います。

次長、どうぞ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） ちょっと今お話を聞いていて、まず過疎の関係で見直しというお話、私非常に重いというか、これまでの協議であれば、やはり子供たちの教育環境を一番に考えて議論をするということが基本であるということで、ずっとご議論いただいていたという認識がございまして、こ

れまでのいろいろな回答についてもそういうようなところで回答していますので、過疎に指定されたからそれをもって見直すというのが、ちょっと違和感があるというか、やはり子供たちの将来の生徒数の減少を見て、そしてやっていくんだということのほうで整理をなさっているのかというふうに思っております、その辺はそういうことなんではないのかという……

○教育長（大友義孝） 教育次長の言うとおりの、答申書の部分なんです。環境審議会をつくってきた、何のためにつくってきたかって、何ための審議をいただいたかっていうのは、内部環境、外部環境があることは再三申し上げて来て、それをやるためには、子供たちのためだということなんですよね。定義が。だから、答申を尊重してここまで来ているわけです。それが究極なんです。だから、今教育次長がおっしゃるとおりです。

○委員（後藤眞琴） 教育次長のお話でね、そこがこの今日の議論で抜けているから、誤解される余地があるってということです。

あくまでも今教育次長のお話であったように子供の立場、なかなか難しいんですけども、子供の立場に立つようにして考えましょうという、これが究極の尊重だと思います。子供のためにというと、自分の、これが子供ためになるんだ、じゃあ子供は俺のためにならないんだとなりますから。ですから、よく僕の親なんかも、あんたのためを思ってこう言っているんだと、そういう自分の利益、自分の考えをよしとしているからでしょうと、物心ついてからいっばいけんかしたんですけども、本当に僕、人の立場に立っていくのはかなり難しいことだろうと。ですから、それを聞いて想像力を働かせる。それで精一杯考えて、そのためにみんなで協議、話し合いをしているんですけども、そういう、今教育次長の言われたことをおかしいとなんて僕は思わないです。

○教育長（大友義孝） また、いろいろ文字で書いても、言葉で表現しても、受ける人によっては誤解される部分が多々あるということで、先日不動堂中学校の1年生に講師、講演してくれということで言われていて、そのようなことをお話してきております。

これは、私も今までやってきたことを胸に、自分のことを刻んでの発言だったんですけども。だから、本当一編の方向だけではないんだ。それを見た人が、違う意味で捉える人も中には出てくる。そういったことなんだろうって思うって話をしてきたつもりなんですけれども。

○委員（後藤眞琴） 言葉で話す、そのこと自体が誤解を生むことになるんじゃないかと思うんです。言葉も全部自分の気持ちを含んでいるわけではないですから。だから、何回も何回も同じことを繰り返し、違ったことで話をしなきゃいけない、それがまた誤解を生んでいくのでは。

○教育長（大友義孝） それも誤解だということですね。ありがとうございました。

まちづくり会議の皆さんとの意見交換会でいろいろな意見が出されたことについて、いま改めて整理をさせていただきましたので、それ以外に何か言われたことがあったんじゃないのという部分がもしあったら確認しておきたいと思うんですけども、特に今話出したような形でよろしかったですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのように集約といたしますか、確認をさせていただきました。ありがとうございます。

では、次に移ります。

---

日程 第15 第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについて

○教育長（大友義孝） 日程第15、第2期美里町教育振興基本計画（案）のパブリックコメントについてでございます。

この件につきましては、パブリックコメントに関してはこうしますということで報告をしているんですけども、そのパブリックコメントに関する今度は質問結果の取扱いに対する質問ということでいただきました。それ、前も5月の教育委員会定例会でもいろいろお話をさせていただいたわけでございます。

それで、この関係については、パブリックコメントの結果の取扱いに対する質疑ということだったものでございまして、大きく6点質問が出て、こういうことをしますかということだったんです。検討していくっていうことにしたんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） よろしいですか。

それで、前回の会議の中で、パブリックコメントの担当課というか、総務課の秘書室が窓口というか、パブリックコメントの担当ということになっているんですが、そこを協議して対応していくというようなお話に前回なったというふうに思っております。

それで、秘書室のほうと確認をしたところ、パブリックコメントにつきましては意見を求めるということでありまして、質問、回答ではない、基本的な考え方としては、意見をいただいて、あとそれを反映させる、させないという部分はあるんですが、そういう部分について、中身の概要とその反映のありなし、そういう部分、後はその理由、そういうものを公表するとい

うことになっておりまして、パブリックコメントとしてはそれを公表して終了というようなどころになりまして、その後の手続というのはパブリックコメントではやっていないということでございまして、今回このような形で、教育委員会に対して質問ということであれば、教育委員会でお答えをいただきたいというか、そういうことになるというような話をいただいております。

この中身につきましては、最初にパブリックコメントが形骸化しているとかそういう部分から始まったのかとは思っているのですが、今回大きく2つということで、質問は6つということといただいているということでございますので、これに対応、どのような対応をしていくかというようなところ、教育委員会として決めていくということになると思いますので、よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） 大きく2つなんだよね。公表時期と、あとパブリックコメント条例違反という2つ、意見を。

これ、特段今聞いていると回答義務はないということだよ。今までの質問と同じように。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） そうですね。教育委員会に対する質問という捉え方です。

○教育長（大友義孝） パブリックコメントこの結果に対しての扱いの質問ということなんですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） 結論は、回答するかしないかというところから始めたほうが。これまでどおりだと、回答しますということになるわけですよ。

○委員（後藤眞琴） では、事務局のほうで案つくるのは大変でしょうけれども。

○教育長（大友義孝） どうですか。また回答案つくって、委員の皆さんに見ていただいてやっていったほうがいいですか。佐藤委員、どう思います。

○委員（佐藤キヨ） でも、回答するとしても、もう一回しているから、回答は同じのをやって大丈夫でしょうか。

○教育長（大友義孝） はい。

○委員（佐藤キヨ） 前回もお答えしたどおりの内容と同じようなことで丁寧に対応していくしかないのかもしれないですね。

○教育長（大友義孝） いずれ回答するという方式はとっていくってこと、要は。

どうでしょう、留守委員。

○委員（留守広行） 私も同じ意見です。

○教育長（大友義孝） ご回答申し上げるということで。ご負担かけますがよろしく願います。

大森委員も同じでいいですか。（「はい」の声あり）

では、解答案を作成して、委員さん方にまた見ていただいて、そして回答申し上げるという形をとらせていただくと。そういう形で進めていきたいと思っておりますので、どうですか、次長。そういう形で。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） 分かりました。それは事務局のほうでおつくりしたいと思っておりますが、回答もいつまでということでは求められていないのですが、スケジュール的にどうか、会議で確認いただくようなイメージでよろしいでしょうか。次の定例会で、その事前に案はおつくりして、あとそれぞれお送りいたしまして、そしていろいろご意見をいただいた上でまとめたものを次の定例会でご確認いただいて、それでお出しするようなイメージでよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） そうですね。そういう流れで進めていきたいと思うんですけども、状況いかんによってしかるべき措置は取ったほうがいいのかもかもしれませんけれども。その然るべき措置はなんて言われるのかもしれませんが、いずれそういうふうな流れで進めていきたいとは思っています。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎） あとは、中身についてはご相談いろいろと、ご意見をお聞きしながらつくりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

○教育長（大友義孝） よろしく願います。

---

日程 第17 ひとめぼれマラソンの開催について

○教育長（大友義孝） では、次に、日程17に移ります。ひとめぼれマラソンの開催についてということで、テーマでございます。

次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長兼近代文学館長兼小牛田図書館長（佐藤功太郎）

郎) 資料はおつけしておらないのですが、ひとめぼれマラソンの開催について、実行委員会のほうからお問合せがありまして、実行委員会などでいろいろと協議した結果、やはりコロナ禍ということもございまして、やはり安全安心なひとめぼれマラソンの開催が、やはり現時点では非常に難しいということで、中止せざるを得ないのではないかというようなご意見がございまして、主催が町、教育委員会も主催の一員になっておりますので、主催者としてどうするかというところを判断いただきたいというようなお話がございまして、実行する側、実行委員会といたしましてはやはり現時点では非常に難しいので中止せざるを得ないのではないかというご意見をいただいておりますので、主催者側、教育委員会としてのご意見をお聞きしてご回答を申し上げたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長(大友義孝) 以上のような内容でございます。

大森委員、どうですか。実行委員会の今お話をちょっと聞いたんだけど。

○委員(大森真智子) 実際こう動いていただける実行委員以外の方々がやっぱり難しいということなのであれば、状況を見てもまだ、ワクチン接種という状況を見ても、ひとめぼれマラソンって何月ぐらいでしたっけ。

○教育長(大友義孝) 11月。1万人ぐらい。たしか。

○委員(佐藤キヨ) 駄目じゃないですか、条件。

○教育長(大友義孝) そうですね、64歳以下。

○委員(大森真智子) その人数とか考えても、もう……

○教育長(大友義孝) 大会に集まる人数。桁違いでした。

○委員(大森真智子) でも、それにしても今1,000とか2,000とか集まるっていうのは、まだまだ落ち着いてというか、ワクチン接種はある程度終わっていたにしても、だからといってGOという感じではない。

○委員(佐藤キヨ) だって、ちっちゃい子も走るでしょう。10歳以下だって感染するんですよ。

○委員(留守広行) 感染はしますね。

○教育長(大友義孝) じゃあ、佐藤委員も同じようなご意見と。

実行委員会でのちょっと中止にというふうな考え方もあるから、主催である教育委員会としても、その実行委員会の考えのとおりだというふうなことでいいんですかね。

では、そのような形で報告するというにさせていただきます。ありがとうございました。

---

日程 第18 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） では、日程第18、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてでございます。

では、青山主事をお願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） では私より、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まず、お手元の資料のほうだけ確認いただきたく存じます。

まず、事前に配付させていただいております資料、こちらが全て昨年度同様の構成になっております。

まず、令和2年度に該当する事務の管理及び執行状況としまして、報告書の案を、あとは同様の資料を令和元年度版、これは一応比較対象という形で、昨年度のものをつけさせていただいております。こちらの報告書のほうでチェックし、点検ということでの構成でございます。令和元年度版については比較という形で、参考程度でお出ししておりますので、今回のちょっとお話の中で触れることは特段ございませんので、あくまで参考という形をとらせていただければと思います。

これと、本日、当日お渡しした資料としまして、まず令和2年度の一般会計決算でございます。カラー刷りの1枚物をお配りしていたしました。全資料漆黑でちょっと見づらかったと思っております。ちょっとカラー刷りのもので1枚ものを用意しております。中身は変わっておりませんので、ちょっと見やすくと、ちょっと強調したというものでございます。別紙で、日程表のようなものをお出ししております。左上に教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について、今後の予定スケジュールというものをお出ししております。こちらにつきましては、ご説明しますけれども、今後の進め方というものです。まずは、現年度のこちらの報告案というものでございますので、そちらをご覧くださいということでお示したものでございます。

では、ご説明差し上げます。

まずは、点検・評価報告書のほう、令和2年度のもので簡単にご説明差し上げます。

既に一度お渡ししているところございまして、一旦はご覧いただいているのかと思います。



こちら、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づくものでございます。毎年教育委員会のほうで教育の事務に関する執行、管理に関して評価、点検を行い、そちらを報告書に取りまとめ議会に報告するというところが定まっておるところでございまして、これは令和2年度の実績として今回行うものでございます。この案につきましては、こちら第1案という形で今回おつくり差し上げているところとございまして、こちらの内容につきましては、大きく調整しますと、昨年度のところから続いているところとございまして、点検・評価の対象項目としては、まずは教育委員会の運営状況、こちらに関するところとございまして、そこと併せまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に定まったといたしますか、教育委員会の職務機能に関する執行状況でございます。

最後に、総合計画に基づいて、政策に関する点検・評価、こちらが評価に関する主な結果を表すものとなります。その他全体のところで、概要の部分、あとは組織的な部分、あとは教育委員会の会議運営の状況を前段に持ってきてまして、最後に、これはちょっとまだ入れていない状況でございますが、評価委員会に報告をしたときに評価委員会委員からのご意見、あとはまとめというところの調整をいただくということでございます。

内容につきましては、まず今回、昨年度から内容を少し修正した部分、こちらを今回ちょっとご説明させていただき、その後少しお時間のほう改めて教育委員の皆様にお預け差し上げたく存じます。その上で、各委員のほうからお気づきいただいた点、あとはちょっと修正等したほうがいいんじゃないかと、そういうご意見を求めまして、その後に続けていきたいと思しますので、そちらのちょっと詳細についてはこの後ご説明差し上げたいと思しますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

では、昨年度から少し修正した点を順次申し上げていきます。ページごとに申し上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告書の17ページでございます。

こちらにつきましては、昨年度と比較しますと、まず特別支援教育専門員の相談件数というのがきちんと入れております。こちら昨年度の評価委員のご意見の中で、特別支援員の相談件数も入れたほうがいいんじゃないかというところをご意見として頂戴しておった経緯ございまして、今回従来の青少年教育相談員の相談件数に合わせる形で特別支援員、教育専門員の相談件数というのを入れておるものでございます。

続きまして、2点目でございます。

2点目は18ページを御覧ください。

こちらが、昨年度にはなかったものでございますが、前段のところ、点検・評価の対象というところで、総合計画を推進する取組というのを具体的に入れていないところございました。4つの教育政策ということで留めておったところございました。ただ、その後、点検・評価をするに当たりましては、こちら総合計画の中で、実際に政策以降、国のほうの施策、施策の目的、あと主な展開というところまでとなるので、やはり評価・点検を行う上で、前段としてこういったところを詳細にお示したほうが分かりやすいのではないかというところで、改めてこちらを今回掲載させていただいたところがございますので、こちらが新たに新規で報告されます。

ちょっとこの点についてなんですけれども、20ページのところを御覧いただきたいのですが、この点入るとしたら、ちょっと一点、この時点で少し修正する箇所がございました。20ページのところのちょうど2列名のところ、個性・心・基礎的学力を重視した教育の推進、これの一個左に、今恐らく空欄になっていると思うんですけれども、こちら政策の2つ目の学校教育の充実が本来入るところでございました。ちょっと抜けておりました。申し訳ございませんがこちらの修正よろしくお願ひします。

では、続きまして28ページ御覧ください。

こちらにつきましては、点検・評価の方向というところでございます、どのような方法で点検・評価を行っていたのかというものでございました。こちら、今回3)の形で追加した内容でございます。こちら、従来評価委員のこちらの紹介というのが、もう少し後段のほうに、評価委員会をいつ行ったのかという欄がありまして、そこで入っていると。今回で言うとまだ入っていないところなんですけれども。実際これ地方教育行政の組織及び運営に関する法律、先ほど26条にというものを差し上げていたんですが、こちら少し細かく改定しまして、第2号というところに、教育に関して学識経験を有する者の知見を活用するものとする。このような規定がそもそも存在しております。ですので、実際の評価方法、点検方法につきましては、この方々の知見を十分活用させていただいた上で評価方法、結果的にこれが評価委員会だという組織体でございますので、それを今回改めてこちらのほうとして明記することで、法令に従った点検・評価を行うということを改めて入れさせていただいております。

では、続きまして、こちらちょっと続きです。続いて43ページになります。

こちらは、確実に言いますと教育機関の職員の研修状況でございます。こちら昨年度も同様のものでございました。ただ、既に今ご承知のとおり、昨年度につきましては新型コロナウイルス感染症対策の関係が非常に影響して、本来予定していた研修が十分に行えてなかったとい

う記録でございました。もちろんその上でも明記させていただいておったんですが、こちら各研修の主催の担当職員にいろいろちょっとヒアリングさせていただいておりまして、実際に行えなかったのですが、こちら43ページ各位にも掲げておるとおり、実際に研修資料の配付とその後のアフターケア、バックアップの形で本来の研修目的の遂行を図ったというような実績もございましたので、実際会自体、実態としての研修会というものの自体は開けなかったのですが、その代わりと言っては何なんですけれども、このような形で代替的にバックアップを図ったという実績という形で掲載のほうさせていただいております。やはり、研修を行えなかったと申しましても、やはり職員の方々に伝えるべきこと、指導があるべきことというのはあることは確かでございますので、実態以外の形で何かできるのかということを代替的にする形でやってお示したものでございます。その他の欄につきましては、基本的にはあとは更新した部分と、新たに事業として展開していた部分、そういったものを提示させていただいております。修正をかけたところについては以上のところでございます。

続きまして、関係法令チェックシートの部分でございます。

この関係法令チェックシートにつきましては、こちら72ページを御覧いただければと存じます。

昨年度比較しますと、美里町の条例の中で、教育委員会が関わる部分についての条例というところございます。昨年度までは第2章学校教育の章までとしておりました。今年度につきましては1章ちょっと増やしまして、第3条社会教育までの内容という形で新たな法令チェックのほう入れてございますので、昨年度少しボリュームは大きくはなっておるんですが、あくまで関係条例のほう1章増やしているというものでございますので、その内容でご承知いただくと幸いではございます。関係法令チェックの追加修正のところについては以上でございます。

続きまして、ちょっと今後の予定のところをご説明させていただきたいと思っておりますので、冒頭申し上げました予定のスケジュールのほう御覧いただければと思っております。

まず、本日6月28日の定例会でございました。今後でございます。各教育委員の皆様につきましては、今回お出し差し上げておりますまず報告書とこれチェックシート、この2点につきましては、7月8日、こちら木曜日でございます。約10日ほどちょっとお時間がございます。この中で、先ほども冒頭申し上げましたとおり、内容の修正または字句の修正、あと追記、こういったところがないかというところで、あればご意見のほうを頂戴できればと存じます。その後事務局のほうで改めて教育委員の皆様から頂戴した意見を元に、今回の内容を改めて修正のほう図っていきたくて、こういうふうには考えて

おります。その後に、一応これまだあくまで予定でございます。今後ちょっと調整が入ると思うんですが、7月14日から16日の間、このあたりで評価委員会のほう開ければいいんじゃないかということで現在予定しておるといところでございます。その後、評価委員の皆様の見もございまして、それを元にここから再度修正しまして7月26日、教育委員会の定例会がございまして、改めてその場でその方向と修正版、お示しできればというふうには考えておるところでございます。あと、その後の動きにつきましては、まず評価委員の予備日という形で、7月末から8月初旬ほど、これはまだ出てはございません。あくまで予備という形で、仮で今用意しておるといものでございます。必要に応じて、開催が必要であればというところの予定でございます。

次の2ページお開きください。

その後、9月議会の動きというところでございます。

まず、8月23日まで、9月会議の議案調整会議が入ってきております。その他のほうで確認しまして、この前の段階でちょっとあちらのほうにお届けが必要だということで、今回行政報告という形でございますので、23日前の提出というところで、いただいているところでございます。30日は議案送付、9月7日が1日目という形で、これが現在総務課のほうから示されている部分でございますので、これに沿うような形で今後進めていければというふうには考えております。いわゆる予算、この辺いろいろとご意見等7月8日までまず頂戴できれば、その都度調整図って、確実な形で9月議会の報告できればというふうには考えておりますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

いろいろと、前年からの改正した部分と、それから今後のスケジュールということで説明をいただきました。7月8日までこれを、中身を見ていただいて、ご意見を頂戴したいという今日の流れでございます。

どうでしょう委員の皆さん、8日までご意見を頂戴したいと思うんですけども、よろしくお願ひします。

それで、ちょっと青山主事、これスケジュール表を出していただいた部分で確認なんだけれども、7月の教育委員会の定例会には確定したものを出したいという……

○教育総務課主事（青山裕也） そうですね、評価委員会一度その前開いておりますので、その後修正したもので一応委員と評価委員会の双方の意見が集約された形で一度仮版を出したいと

思います。

○教育長（大友義孝） これ見ると、評価委員会の開催が、1回目は3案あるんだけど、14日、15日、16日の周りだけ1回やると。これは説明で終わるよね。どこまで持つて行くつもりしているのか、これ。今までだと1回目は説明で、特化して終わりだったんです。2回目です。いろいろな意見集約をかけて、大体できれば2回目で終わったって記憶があるんだけど、これで大丈夫かな。これがずれると後ろにずっとずれていくんですよ。

○教育総務課主事（青山裕也） そうです。後ろにはずれてしまいます。

○教育長（大友義孝） その辺のところについては、7月8日までいただくことを前提に、それは変わらないということだから、後の調整は評価委員会のほうと一緒に調整させてもらうということにして、とにかく委員の皆さんにお願いしたいのは、中身を確認して、7月8日までよろしくお願ひしますということでございますので、どうぞよろしくお願ひしますとしか言いようがないのかな。

どうぞ。

○教育総務課主事（青山裕也） よろしいですか。

まず、見ていただいて、ちゃんとしたものをまずお作りすると。それを評価委員会にということなんですが、それで評価委員の方にはなるべく早くお届けしたいというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） ということは、会議を開いて渡すんじゃなくて、もう事前に渡してしまうっていう考え方。

○教育総務課主事（青山裕也） それで、話をしていたのは、やはり初めての委員もいらっしゃいますので、少し丁寧にそれぞれご説明をさせていただいた上で、それでこの開催につなげていきたいというふうに思っております。なのでちょっとその辺を前提にして、それで効率的にと言ったらなんですけども、それでもしちょっと内々的にまとまらなければ、いずれ例えば定例会の前に開催させていただいて対応するという部分もあるかとは思いますが。

○教育長（大友義孝） 分かりました。その前段取りの部分がちょっと分からなかったから、ごめんなさいね。

じゃあ、そういうことでよろしくお願ひします。

その他

○教育長（大友義孝） では、その他に入ります。

行事予定等については、配付させていただいたとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

それから、7月の定例会の開催日ですが、まず資料、前に配付をさせていただいております予定表だと7月26日月曜日、今の点検・評価のスケジュールではそういうふうに書いていただいているかと思うんですが、この日程でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、その7月26日月曜日午後1時30分からということで、今回の会議はさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

では、以上で本日予定しておりました……どうぞ。その他の。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（齊藤 眞） 一点だけよろしいですか。その他で。

事前にお配りしておりました学校評議員の名簿につきましてなんですが、先月の定例会のほうで43名の学校評議員というふうにお伝えをしておりましたが、こちら訂正をよろしく願っていたと思います。43名ではなく45名ということで、一部名簿を、5月の定例会にお出ししたときに、下の南郷幼稚園の方々、下のお2人分がちょっと抜けておまして、43名というような形でお話をさせていただきました。実際には45名ということで、訂正をよろしく願っていたというふうに思います。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

掛け持ちでされている委員もいらっしゃるよね。各委員ね。そういうことで、ちょっと訂正のほうをお願いします。

そのほか何か、ないですね。

大変、予定した日程済ませていただきましたけれども、時間大分オーバーしてしまいました。大変申し訳ありませんでした。次回、いつも言うことなんですけれども、スピーディーに審議をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和3年6月教育委員会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時55分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年7月26日

署名委員

---

署名委員

---